

令和4年度（補正予算） **および令和5年度** ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金） 公募要領

2023年5月15日改訂

一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (EIC)

はじめに

一般財団法人 環境イノベーション情報機構（Environmental Innovation and Communication organization: EIC / 以下「機構」という）では、令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）および令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）の執行団体として環境省より決定を受けたことを踏まえ、「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」（以下「本補助金」という）の交付をする事業を実施します。

本公募要領に本補助金で対象となる事業や応募に必要な書類や補助事業の流れなどを記載しています。本補助金に応募する場合、本公募要領を Q&A と併せて熟読した上で、公募締め切り日までに本公募要領で定める方法で応募に必要な書類を提出してください。

採択された場合、「令和 4 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）） 交付規程」「令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）） 交付規程」（以下「交付規程」という）に基づき補助事業を実施していただくことになります。

※「ストレージパリティ / storage parity: SP」とは、太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池（ストレージ / storage）を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットのある状態を指す言葉です。

補助金を申請するにあたっての注意点

本補助金は公的な国庫補助金を財源としているため、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら機構としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽の申請や不正行為に対しては厳正に対処します。

本補助金に応募する方や採択されて補助金の交付を受ける方は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金適正化法」という）や交付規程に加えて、以下の点を全て理解した上で補助金の申請に関する手続きを適正に行う必要があります。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があっても虚偽の内容の記述を行わないでください。虚偽の内容の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消しの対象となった金額の返還が発生します。補助金に関する不正行為については、補助金適正化法第29条から第33条において、刑事罰などを科す旨が規定されています。
- ② 機構が補助金の交付の決定を通知する前に発注、契約、支払いをした経費については、補助金の交付の対象になりません。
- ③ 採択時に採択する事業者の名称や法人番号や需要地の都道府県名などを機構のウェブサイトで公表する予定です。また、匿名性を保持した上で、採択された事業の太陽光発電設備、蓄電池の規模や地域などを環境省や機構のウェブサイトで公表する予定です。あらかじめご了承ください。
- ④ 設備の設置や電力の供給などを含め、補助事業の実施にあたっては各種法令や基準などを遵守してください。
- ⑤ 補助金で取得または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）を当該取得財産等の処分制限期間（法定耐用年数）内に補助金の交付の目的に反して使用（転用）、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、または取り壊し（廃棄を含む）を行おうとするときは、事前に処分内容などについて機構の承認を受けなければなりません。その際、補助金の返還が発生する場合があります。補助対象設備の法定耐用年数の間、機構は必要に応じて取得財産等の管理状況などについて調査をすることがあります。
- ⑥ 補助金の申請書類や機構が通知した文書や補助事業に関する収支を明らかにした帳簿など、補助事業の実施に関する全ての書類は、補助事業の完了（中止または廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧できるように保存する必要があります。
- ⑦ 補助事業の実施期間（補助対象設備の法定耐用年数の間）において補助事業の効果が発現していないと判断される場合（太陽光発電設備等が稼働した後、CO₂削減量などの実績値が完了実績報告書に記載した数値を下回る（未達）状態が続いた場合など）、運用方法の見直しや補助金の返還などを求める場合があります。
- ⑧ 補助金の交付（支払い）を受けた後、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。会計検査院による実地検査の対象となった場合、補助事業者（代表申請者、共同申請者）として誠実に対応するようお願いいたします。

目次

1. 対象となる事業	1
1.1. 補助事業の名称	1
1.2. 補助事業の目的	1
1.3. 補助事業の要件	1
1.4. 補助金の申請者等の要件	4
1.5. 補助対象設備の要件	5
1.5.1. 太陽光発電設備（太陽光発電設備のみでの申請は不可）	5
1.5.2. 上記に付帯する設備（1）定置用蓄電池（定置用蓄電池のみでの申請は不可）	8
1.5.3. （2）車載型蓄電池（車載型蓄電池のみでの申請は不可）	10
1.5.4. （3）充放電設備（充放電設備のみでの申請は不可）	10
1.5.5. （4）その他、補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備等	11
1.6. 補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）	11
1.7. 補助事業の期間	11
1.7.1. 単年度事業	11
1.7.2. 複数年度事業	11
1.8. 補助金の交付額の算定方法	11
1.9. 補助対象経費	12
1.10. 補助事業における利益等排除	12
1.11. 消費税の取り扱い	13
1.12. 「オンサイト PPA モデル」での申請	13
1.13. 「その他の PPA モデル」での申請	14
1.14. 「自己所有」での申請	14
1.15. 「リースモデル」での申請	15
1.16. 「その他のリースモデル」での申請	16
1.17. 太陽光発電設備等の使用の中断	16
1.18. 太陽光発電設備等の移転	16
1.19. 本補助事業で対象となる公共施設	17
1.20. 交付申請書の審査における主な評価ポイント	17
2. 応募に必要な書類	21
2.1. 全体的な注意事項	21
2.2. 応募に必要な書類	22
2.2.1. 〈A. 交付申請書〉	22
2.2.2. 〈B. 実施計画書〉	27
2.2.3. 〈C. 経費関係書類〉	31
2.2.4. 〈D. その他資料〉	36
2.3. 応募に必要な書類（戸建て住宅）	40
2.3.1. 〈共通化できるもの：同一の内容の場合に限る〉	40
2.3.2. 〈個別に必要なもの〉	41
2.4. 関連資料・リンク先	41
2.5. 提出方法	42
3. 補助事業の流れ	44

3.1.	補助事業の全体スケジュール.....	44
3.2.	(1) 公募期間：補助金の応募.....	45
3.3.	(2) 交付申請書の審査（第一段階）、採択（内示）・不採択.....	45
3.4.	(3) 交付申請書の審査（第二段階）、交付決定（正式決定）.....	45
3.5.	(4) 補助事業の実施、検収、支払い.....	45
3.6.	(4') 補助事業の計画変更、代表者の変更など.....	46
3.7.	(5) 完了実績報告書の提出、審査、現地調査、補助金の額の確定、補助金の支払い.....	46
3.8.	(6) 事業報告書の提出.....	47
3.9.	(6') 二酸化炭素削減効果等の把握および情報提供.....	47
4.	問い合わせ先.....	48
5.	別表第1.....	49
6.	別表第2.....	50
7.	別表第3.....	52
8.	【補足】補助金にかかる消費税等の仕入税額控除について.....	53
8.1.	補助対象経費区分ごとの計算方法.....	53
8.2.	補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合.....	53

1. 対象となる事業

1.1. 補助事業の名称

本補助金の交付の対象となる事業の名称は次のとおりである（「5. 別表第1」第1欄）。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や定置用蓄電池、車載型蓄電池等の導入を行う事業）

- ※1 本補助事業の対象となる「自家消費型太陽光発電設備」は、太陽光発電設備により発電した電力を需要家の対象施設（オンサイト）において自家消費することを目的とした設備を指している。太陽光発電設備の発電電力を対象施設（オンサイト）で自家消費することを目的とせず、売電を目的とした申請は対象外とする。
- ※2 本補助事業における「需要家」は、対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体を指している。対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費していない主体を「需要家」とする申請は認められない。
- ※3 対象施設から離れた場所に太陽光発電設備を設置するなどして、一般送配電事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介して自己託送を行うオフサイト型の太陽光発電設備は対象外とする。 ※本補助事業における「オンサイト」の定義については Q&A「1. 補助事業全般」を参照のこと。

1.2. 補助事業の目的

本補助事業は、ストレージパリティの達成に向けてオンサイト PPA* モデル等による自家消費型太陽光発電や蓄電池などの導入を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、再エネ主力化とレジリエンス強化の促進を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としている。 * PPA: power purchase agreement / 電力購入契約

1.3. 補助事業の要件

本補助金の交付の対象となる事業は以下の要件を全て満たす必要がある。

- A) 自家消費型の太陽光発電設備の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の「太陽電池出力」が 10kW 以上であること（戸建て住宅は「太陽電池出力」が 10kW 未満の申請のみ可）。 ※「太陽電池出力」の定義は「1.5 補助対象設備の要件」を参照のこと。
- B) 定置用蓄電池または車載型蓄電池（充放電設備を含む）の導入を行う事業であること。戸建て住宅を除き、導入する蓄電池の「定格容量」が 4,800Ah・セル以上であること。 ※家庭用の定置用蓄電池であっても、複数台導入することで「定格容量」が 4,800Ah・セル以上になれば可。蓄電システムの取り扱いについては、消防法、火災予防条例等の関係法規を遵守し、十分な対策のもと慎重に行うこと。

- C) 平時において導入する太陽光発電設備による発電量を導入場所の敷地内（オンサイト）で自家消費すること（ただし、戸建て住宅は50%以上）。
- D) 戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力を系統に逆潮流しないものであること。戸建て住宅を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）の認定またはFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。
- E) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- F) 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること。 ※本補助事業で導入する設備が対象施設（需要地）のレジリエンス（防災性）強化につながること。
- G) 【「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」の場合】 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家など（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者との契約で、補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家など（共同事業者）に還元、控除されるものであること。
- H) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- I) 申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者（代表申請者、共同申請者）および関係者（需要家などの共同事業者）などが確定していること。 ※原則として、補助対象設備の法定耐用年数の間は申請時の実施体制を維持すること（申請後の変更は不可）。
- J) 太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係法令・基準等（需要地が所在する地方公共団体の条例を含む）を遵守すること。 ※改正電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）が2023年3月20日に施行され、これまで一部保安規制（事前規制）の対象外だった10kW以上50kW未満の太陽光発電設備が「小規模事業用電気工作物」として、使用前自己確認結果の届出などが必要になる。また、使用前自己確認の対象が拡大され、50kW以上500kW未満の太陽光発電設備（事業用電気工作物）も使用前自己確認が義務となる。Q&A「13. その他」を参照のこと。
- K) 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 ※Q&A「10. CO₂削減・環境価値・脱炭素経営」を参照のこと。
- L) CO₂（二酸化炭素）削減が図れるものであること。
- M) 補助事業の実施に必要な資金を有する、または資金調達ができること。
- N) 補助事業の実施に必要な体制が構築されていること。 ※補助金の申請に必要な手続きを複数名で対応することができ、機構からの問い合わせなどに確実に対応できる体制であること。

※1 需要地ごとに申請し、事業の内容や経費内訳が明示されていること。異なる需要地を一件の申請とすることは不可。同一受電の施設を分割して申請することは原則として認め

られない。

- ※2 「オンサイト PPA モデル」「その他の PPA モデル」「自己所有」「リースモデル」「その他のリースモデル」という申請の区分は太陽光発電設備の導入方法と対応している。例えば太陽光発電設備を「オンサイト PPA モデル」で導入し、定置用蓄電池を「自己所有」で導入する場合、「オンサイト PPA モデル」の区分で申請すること。
- ※3 本公募要領に記載された「2. 応募に必要な書類」を公募締め切り日までに本公募要領で定める方法で漏れなく提出すること。締め切り後の提出は受け付けない。
- ※4 同一設備について、国（環境省、経済産業省など）の補助金は併用不可
- ※5 補助事業の審査に必要な期間（①交付申請書の審査期間（第一段階）：公募締め切り日から約 2 か月、②交付申請書の審査期間（第二段階）：採択通知後に提出された交付申請書を受理してから約 1 か月（採択後に提出する交付申請書の作成期間を見込むこと）、③完了実績報告書の提出期限：補助事業が完了した日から 30 日以内または 2024 年 2 月 10 日のいずれか早い日）を見込み、補助事業の実施期限（2024 年 1 月 31 日）までに補助事業が完了する計画になっていること。補助事業の実施期限までに完了しない申請は原則として補助金の交付の対象外となる。
- ※6 原則として、「需要家」が対象施設で電力を消費していることを電気料金の請求書などで確認できるものであること。原則として、電気料金の請求書などに記載された法人を「需要家」と見なす。電気料金の支払いだけを別の法人が行っている場合、支払いを行っている法人と「需要家」との関係を客観的に確認できる資料を提出すること。電気料金の請求書などに記載された法人が「需要家」の名称と異なると、正しい申請なのかどうか分からないことがある。
- ※7 新築や増築の場合などは消費電力量の合理的な算定根拠が示されていること。設備の稼働状況が分からない段階で過大な想定をすることは不可。一般的に新築の建物は LED 照明や高効率空調機や断熱材などにより省エネ性能が向上しており、新たに導入する機器などの消費電力量が考慮されていないものや算定根拠が合理性に欠けるものや明確でないものは認められない。Q&A「1. 補助事業全般」も参照のこと。
- ※8 補助事業者（代表申請者、共同申請者）からの補助対象設備の発注、契約、支払いは必ず交付決定日以降であること。交付決定日より前に補助事業者が発注、契約、支払いを行った経費は補助対象外となり、その金額の総事業費に占める割合などにより補助金の全部または一部を交付しない場合がある。
- ※9 補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について、『廃棄等費用積立ガイドライン』（資源エネルギー庁）および『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』（環境省）に準拠して、必要な経費を算定し（kW あたり 1 万円など）、適切な経費の積立等を行い、太陽光発電設備の排出時に適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施すること。

cf. 『廃棄等費用積立ガイドライン』（2022 年 4 月改定 資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

cf. 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』（平成 30 年 環境省）

※10 本公募要領や Q&A に記載された事項を満たす申請であること。

1.4. 補助金の申請者等の要件

本補助金の交付を申請するためには以下の要件を全て満たす必要がある。

- A) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）および需要家など（共同事業者）は日本国内において事業活動を営んでおり、次のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社、有限会社）
 - (イ) 個人事業主（確定申告書 B および所得税青色申告決算書の写しを提出できること）
 - (ウ) 独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - (エ) 地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
 - (オ) 国立大学法人、公立大学法人および学校法人
 - (カ) 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - (キ) 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
 - (ク) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - (ケ) 一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人
 - (コ) その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者
- B) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）および需要家など（共同事業者）は次の①～③を全て満たし、本補助事業を継続的に実施するための健全な経営基盤を有しており、事業の継続性が認められる者であること。 ※クリアできない項目がある場合、「2. 応募に必要な書類」を参照のこと。
- ① 直近の 3 決算期において、税引後当期純利益 [円] が連続赤字でない（直近の 3 決算期の財務諸表を提出した場合、3 期連続赤字でない / 直近の 2 決算期の財務諸表を提出した場合、2 期連続赤字でない / 直近の 1 決算期の財務諸表を提出した場合、1 期が赤字でない）こと。
 - ② 直近の決算期において、純資産（自己資本） [円] が赤字（債務超過）でないこと。
 - ③ 直近の決算期において、「自己資本比率 [%]（純資産（自己資本）÷総資産×100）が 10%未満かつ流動比率 [%]（流動資産÷流動負債×100）が 100%未満」でないこと。自己資本比率が 10%以上または流動比率が 100%以上であれば、本項目には該当しない。

- ※1 需要家など（共同事業者）については、上記 A) (ア) ～ (コ) に加え、「地方公共団体」と「個人」も該当するものとする。ただし、共同事業者は補助事業者（代表申請者または共同申請者）ではないため、「地方公共団体」と「個人」は補助対象設備の所有者にはなれず、本補助金の代表申請者または共同申請者になれない。そのため、「地方公共団体」が所有する公共施設や「個人」が所有する戸建て住宅への太陽光発電設備や定置用蓄電池などの導入は「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」に限る。「地方公共団体」または「個人」が「自己所有」（需要家による設備の買い取り）で太陽光発電設備や定置用蓄電池などの補助対象設備の所有者となり、補助金の交付（支払い）を直接受ける申請は本補助金の対象外となる。
- ※2 「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」による戸建て住宅の申請は「個人」が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅であることを条件とする。住宅の一部に店舗などの非住居部分がある併用住宅（医院併用住宅や自宅をリフォームした事務所など）や賃貸住宅・集合住宅については戸建て住宅以外（導入する太陽光発電設備の「太陽電池出力」が 10kW 以上）の区分で申請すること。建売住宅については契約書が締結されるなどして、売り先（需要家）が確定していること。売り先（需要家）が確定していない状態での申請は認められない。戸建て住宅の申請は「個人」が需要家（共同事業者）の場合に限る。上記 A) (ア) ～ (コ) の「民間企業」などを戸建て住宅の需要家など（共同事業者）とした申請は認められない。
- ※3 SPC（special purpose company / 特別目的会社）については、全ての出資者を補助事業者（代表申請者、共同申請者）として申請する場合、SPC 自体は上記 B をクリアしていなくても可とする。

1.5. 補助対象設備の要件

本補助金の交付の対象となる設備（補助対象設備）は以下の要件のうち、当該設備のものを全て満たす必要がある。

1.5.1. 太陽光発電設備（太陽光発電設備のみでの申請は不可）

- A) 平時において対象施設（オンサイト）で自家消費することを目的としたものであり、平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な導入規模であること。売電を目的とした過大な設備でないこと。
- B) 戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の「太陽電池出力」が 10kW 以上であること（戸建て住宅は「太陽電池出力」が 10kW 未満の申請のみ可）。 ※太陽光発電設備の基準額の算定に用いる「太陽電池出力」は、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。「太陽電池出力」の算定には、太陽光発電の電力を直接変換するために用いられず、定置用蓄電池から放電する際に機能するパワーコンディショナーの定格出力は含まれないので注意すること。
- C) 全ての系統において、過積載率（系統ごとの太陽電池モジュール（太陽光パネル）の JIS などに基づく公称最大出力の合計値 ÷ パワーコンディショナーの定格出力 × 100）が 100% 以上であること（1 系統でも過積載率 100% 未満の系統のある申請は不可）。ただし、戸建

て住宅については過積載率が 100%未満でも可とする。

- D) 戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力を系統に逆潮流しないものであること。戸建て住宅を除き、原則として RPR (reverse power relay / 逆電力継電器) などの逆潮流を防止する機器を設置し、一般送配電事業者への系統連系の申し込みを「逆潮流なし (売電なし)」で行うこと。
- E) 本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力は対象施設で自家消費する必要があり、余剰電力の売電 (電気事業者との個別契約 (相対契約) による売電や FIT (固定価格買い取り制度)・FIP (フィードインプレミアム) 制度の適用を受けることによる売電) や自己託送を行うことは認められない。ただし、戸建て住宅については、FIT・FIP 制度の適用を受けない、電気事業者との個別契約 (相対契約) による余剰電力の売電は可とする。
- F) 太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器を導入し、本補助事業としての CO₂削減量の実績値を正確に把握できるものであること (計測機器を導入しないなどして、本補助事業としての CO₂削減量の実績値を正確に把握できない申請は不可)。
- G) 【本補助事業で導入する定置用蓄電池または車載型蓄電池のみで停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できる場合】 自立運転機能付きパワーコンディショナーを導入する必要はなく、自立運転機能の無いパワーコンディショナーのみを導入することも可とする。
- H) 【本補助事業で導入する定置用蓄電池または車載型蓄電池で停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できない場合】 自立運転機能 (停電時に外部電源無しで発電を再開できる機能) 付きのパワーコンディショナーを導入し、定置用蓄電池または車載型蓄電池と組み合わせることで停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できるものであること。自立運転時の出力は単相、三相を問わない。
- I) 【自立運転機能付きのパワーコンディショナーによる非常用コンセントを設置する場合】
- a 停電時に対象施設にいる社員などが自立運転機能付きのパワーコンディショナーによる非常用コンセントを使用できるよう、停電時の操作方法を社員などに周知するための操作マニュアルなどを作成すること (社員などの異動や退職があった際に引き継ぎができる資料を作成すること。口頭だけの説明でないこと)。
 - b 原則として、停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を使用する場所のできる限り近くに非常用コンセントを設置すること。例えば、停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力の使用場所が事務室の場合、非常用コンセントの設置場所は同じ事務室内であることが望ましい。
 - c 対象施設の屋上など、停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力の使用場所から離れた場所に非常用コンセントを設置する場合、停電時に非常用コンセントを活用できるようにするための措置 (延長コードを用意するなど) を講じること (停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できない場所に非常用コンセントを設置することは不可)。
 - d 非常用コンセントを屋外に設置する場合、突然の夕立が発生するなどして雨に濡れ、機器の故障や漏電が発生しないよう、防水コンセントとするなど防水対策を講じるこ

と（急な天気の変化を考慮せず、防水対策を講じずに屋内用のコンセントを屋外に設置することは不可）。

J) 〈太陽光発電設備の固定方法〉

- a 太陽電池モジュール（太陽光パネル）やその架台（基礎）の固定方法は『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』（日本工業規格）などに示された一定の基準（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重など）を満たすものであり、原則として一定の基準を満たすことを強度計算書などで確認できるものであること。
- b パワーコンディショナーや変圧器（トランス）などの機器は原則としてアンカーボルトなどで壁や床（地面）のコンクリートなどに固定して設置すること。屋根に穴を開けられないなどの理由によりアンカーボルトなどで壁や床（地面）のコンクリートなどに固定しない場合であっても、床（地面）にブロックを置くだけといった基礎でないこと。設備を壁や床（地面）に固定しないと、地震などの際に設備が転倒するなどして使用できなくなる恐れがある。
- c 応募段階では強度計算書などの提出は必要ないが、竣工後に提出が必要な完了実績報告書において、太陽光発電設備の固定方法の妥当性を客観的に確認できる書類の提出を求める。強度計算書の作成を外部に発注する場合、見積書に経費を計上すること。
※定置用蓄電池、充放電設備についても同様

K) 【太陽電池モジュール（太陽光パネル）を屋根に設置する場合】

- a 本補助事業で導入する太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置できる強度を有する建物であること。
- b 陸屋根などに架台を設置する場合、架台の重量を含めた上で構造計算（強度計算）を行うこと。積雪地域の場合、冬季の雪を考慮して架台の設置の必要性の有無を検討すること。
- c 屋根の形状が特殊な場合、太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置できる金具などがあることや納期を申請前に確認すること。
- d 架台などを設置するために屋根に穴を開ける場合、屋根の修繕費用や雨漏りが生じないように施工できることを申請前に確認すること。防水工事が必要な場合でも、補助事業の期間内に完了するものであること。

L) 実証段階、中古（使用済み）、リユースの製品でないこと。

- M) 【太陽光発電設備を補助対象外（補助金の交付の対象外）で新規に導入し、定置用蓄電池を補助対象（補助金の交付の対象）としてセットで導入する場合】この場合はRPRなどの逆流を防止する機器を設置する必要はなく、補助対象外の太陽光発電設備の発電電力を電気事業者との個別契約（相対契約）による売電やFIT・FIP制度の適用を受けて売電することは可。この場合、補助対象外で新規に導入する太陽光発電設備に対する補助金は交付されず、補助対象として新規に導入する定置用蓄電池に対する補助金が交付される。

1.5.2. 上記に付帯する設備

(1) 定置用蓄電池（定置用蓄電池のみでの申請は不可）

- A) 蓄電池容量の合理性について説明できるものであること。ストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図るといふ本事業の趣旨に鑑み、太陽光設備容量に比して蓄電池容量が非常に小さいと考えられる場合に、説明を求める可能性がある。
- B) 据置型（定置型）の蓄電池であること。定置用蓄電池の固定方法は『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』（一般財団法人 日本建築センター）などに示された一定の基準（地震荷重など）を満たすものであり、原則として一定の基準を満たすことを強度計算書などで確認できるものであること。原則としてアンカーボルトなどで壁や床（地面）のコンクリートなどに固定して設置すること。屋根に穴を開けられないなどの理由によりアンカーボルトなどで壁や床（地面）のコンクリートなどに固定しない場合であっても、床（地面）にブロックを置くだけといった基礎でないこと。設備を壁や床（地面）に固定しないと、地震などの際に設備が転倒するなどして使用できなくなる恐れがある。
- C) 本補助事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。定置用蓄電池から放電した分を本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力で日中に充電できるシステムであること。毎日のように商用系統から充電することや既設の太陽光発電設備の発電電力で充電することは認められない。原則として、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力の自家消費率の向上に資するものであること。非常用予備電源として平時における充放電を前提とせず、停電時のみの使用とすることは CO₂削減につながらない使用方法のため、認められない。
- D) 停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できるものであること。太陽光発電設備で自立運転機能（停電時にも外部電源無しで発電を再開できる機能）付きのパワーコンディショナーを導入する場合、太陽光発電設備と組み合わせることで停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できるものであること。目標価格をクリアできないなどの理由により補助対象外で定置用蓄電池を導入する場合でも、補助対象外で新たに導入する定置用蓄電池で停電時の要件を満たす必要がある。
- E) 定置用蓄電池のみの補助対象経費（税抜）の「蓄電容量」 kWh あたりの金額が定置用蓄電システム普及拡大検討会（経済産業省 資源エネルギー庁）で設定された 2030 年度目標価格の達成に向け、毎年度ごとに設定される「目標価格」以下の蓄電システムであること。「目標価格」を超える場合、定置用蓄電池については全額補助対象外となる。 ※定置用蓄電池の補助対象経費、補助対象外経費の考え方は Q&A 「9. 補助対象・補助対象外」を参照のこと。Q&A のとおりに補助対象経費と補助対象外経費を区分せずに「目標価格」が算定されたものは不適切な申請と見なされる。定置用蓄電池のためだけの太陽光発電設備の系統がある場合、その系統の太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーは太陽光発電設備の経費に含め、定置用蓄電池の経費に含めないこと（見積書を取得する際、切り分け方に注意すること）。

〈業務・産業用〉 2023 年度 業務・産業用蓄電池 「目標価格」 16.0 万円/kWh（税抜・工事費込み）

〈家庭用〉 2023 年度 家庭用蓄電池 「目標価格」 14.1 万円/kWh（税抜・工事費込み）

- F) 【家庭用の蓄電池の場合】申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII) により登録されている製品であること (未登録の製品は対象外)。

cf. 蓄電システム登録済製品一覧 (SII)

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

- G) 実証段階、中古 (使用済み) の製品でないこと。リユースの製品については、Q&A「4. 定置用蓄電池」を参照のこと。

- ※1 定置用蓄電池の区分は下記のとおり。需要家が法人か個人か、用途が法人用か個人用かなどに関係なく、型番 (パッケージ型番) ごとの製品単位の蓄電システムの定格容量 [Ah・セル] で判断する。設置する台数によって「業務・産業用」と「家庭用」の区分が変わるわけではないので注意すること (カタログなどに定格容量 [Ah・セル] の数値の記載がない場合、メーカーなどに問い合わせ確認すること)。上記の SII の「蓄電システム登録済製品一覧」のウェブサイトに登録されている製品は全て「家庭用」と見なす。

区分	蓄電システムの定格容量
業務・産業用	4,800Ah・セル以上
家庭用	4,800Ah・セル未満

- ※2 定置用蓄電池の基準額の算定に用いる「蓄電容量 [kWh]」は、単電池 (単セル) の定格容量 [Ah]、単電池 (単セル) の公称電圧 [V] および使用する単電池 (単セル) の数 [セル] の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とする。「初期実効容量 (製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量) [kWh]」ではないことに注意すること。

- ※3 業務・産業用施設 (戸建て住宅以外の施設) に対しては、家庭用の定置用蓄電池であっても、複数台導入することで「定格容量」が 4,800Ah・セル以上になれば可。この場合、家庭用蓄電池の「目標価格」および「基準額」が適用されることに留意すること。

- ※4 【太陽光発電設備のための電力変換装置 (パワーコンディショナー) が蓄電システムの電力変換装置と一体型 (ハイブリッドタイプ) の蓄電システムの場合】
ハイブリッドタイプの定置用蓄電池はセットになっているパワーコンディショナーの分、単機能タイプの定置用蓄電池より金額が高くなっていると考えられる。そのため、セットになっているパワーコンディショナーの金額を考慮して「蓄電容量 [kWh]」あたりの金額を算定し、「目標価格」以下の定置用蓄電池であるかを判定することとする。以下の記述はハイブリッドタイプの定置用蓄電池が「目標価格」以下の定置用蓄電池であるかを確認するための算定のみに関係することであり、定置用蓄電池の基準額 (補助金所要額) の算定や単機能タイプの定置用蓄電池には関係ないことなので、混同しないようにすること。Q&A「2. 補助金の交付額の算定方法」も参照のこと。

- a 定置用蓄電池のみの補助対象経費 (税抜・工事費込み) の「蓄電容量 [kWh]」あたりの金額を「目標価格」と比較する際、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分 (蓄電システムに含まれる、太陽光発電の電力を変換す

るために用いられるパワーコンディショナーに相当する部分)の経費を控除することができる。ハイブリッドタイプの定置用蓄電池で、セットになっているパワーコンディショナー部分の金額が定置用蓄電池の見積書に記載されている場合は、定置用蓄電池の見積書の金額からセットになっているパワーコンディショナー部分の金額を控除して定置用蓄電池の「蓄電容量 [kWh]」あたりの金額を算定し、「目標価格」と比較すること。

- b 【ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電システムに含まれる、太陽光発電の電力を変換するために用いられるパワーコンディショナーに相当する部分）の経費を切り分けられない場合】定置用蓄電池のみの補助対象経費（税抜・工事費込み）の「蓄電容量 [kWh]」あたりの金額を「目標価格」と比較する際、当該電力変換装置（パワーコンディショナーに相当する部分）の系統側の定格出力（蓄電システムとして連続して出力を維持できる製造業者が指定する最大出力）1kWあたり（kW単位の定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）2万円を太陽光発電設備の電力変換装置（パワーコンディショナー）に相当する金額と見なして控除するものとする。ハイブリッドタイプの定置用蓄電池で、セットになっているパワーコンディショナー部分の金額が定置用蓄電池の見積書に記載されていない場合（バッテリー部分を含む製品としての合計金額しか記載されていない場合）は、定置用蓄電池の見積書の金額からセットになっているパワーコンディショナー部分の系統側の定格出力 1kWあたり 2万円を控除して定置用蓄電池の「蓄電容量 [kWh]」あたりの金額を算定し、「目標価格」と比較すること。

1.5.3. (2) 車載型蓄電池（車載型蓄電池のみでの申請は不可）

- A) 本補助事業で新たに「太陽光発電設備」および「充放電設備」と同時に導入する場合で、外部給電が可能な電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）であること（車載型蓄電池）。
- B) 最新の経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という）の補助対象車両に限る。

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_meigaragotojougen_2.pdf

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_meigaragotojougen.pdf

- C) 中古（使用済み）の製品でないこと。

1.5.4. (3) 充放電設備（充放電設備のみでの申請は不可）

- A) 本補助事業で新たに「太陽光発電設備」および「車載型蓄電池」と同時に導入する場合で、平時において本補助事業で導入する「太陽光発電設備」の発電電力を本補助事業で導入する「車載型蓄電池」に充電できるものであること。
- B) 停電時に本補助事業で新たに導入する「車載型蓄電池」から対象施設に電力の供給ができ、停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できるものであること。

- C) 最新の CEV 補助金の補助対象 V2H 充放電設備に限る。

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf

D) 中古（使用済み）の製品でないこと。

1.5.5. (4) その他、補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備等

1.6. 補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）

A) 補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）の耐用年数表より該当する数値を用いること（申請後の変更は不可）。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015>

- a 太陽光発電設備：17年…「31 電気業用設備」「その他の設備 主として金属製のもの」
- b 定置用蓄電池：6年…「建物附属設備」「電気設備（照明設備を含む。）」「蓄電池電源設備」
- c 車載型蓄電池（EV・PHV）：6年…「前掲のもの以外のもの」「自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）」「その他のもの」（自家用車両）
- d 充放電設備（V2H充放電設備およびその付帯設備）：5年

B) 業種に基づく法定耐用年数を用いる場合は、申請書に根拠資料を添付し、該当箇所を赤枠で囲うかマーカーを塗るなどして根拠を明示すること（申請後の変更は不可）。適正な法定耐用年数であることを社内の経理担当や税理士などの専門家や所轄の税務署に補助金の申請前に確認すること。税務上の法定耐用年数と補助金の申請における法定耐用年数は同じであり、異なる法定耐用年数を使用することは虚偽の申請と見なされる。

1.7. 補助事業の期間

1.7.1. 単年度事業

本補助事業の期間は単年度とする。

- A) 事業開始日：交付決定日 ※補助対象設備の発注、契約、支払いは必ず交付決定日以降に行うこと。
- B) 事業完了日：原則として、導入する全ての補助対象設備の引き渡し（検収）が完了し、支払いが完了した日（2024年1月31日まで）

1.7.2. 複数年度事業

本公募において、複数年度事業の申請は受け付けない。

1.8. 補助金の交付額の算定方法

補助金の交付額の算定方法は「5. 別表第1」第4欄「交付額の算定方法」に記載している。
※具体例はQ&A「2. 補助金の交付額の算定方法」を参照のこと。

1.9. 補助対象経費

- A) 本補助事業における補助対象経費は補助事業を行うために直接必要で、エネルギー起源 CO₂の排出削減に直接資する経費であり、そのことを証明できる「6. 別表第 2」に記載された経費に限る。
- B) 付帯設備の補助対象の範囲は、エネルギー起源 CO₂の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られる。 ※ 具体例は Q&A 「9. 補助対象・補助対象外」を参照のこと。
- C) 原則として、補助対象となる経費で本補助事業が成立する必要があることに注意すること。補助事業の実施に必要な設備（機器）の費用に加えて、その設置や接続の費用なども補助対象経費として計上すること。適切に補助対象経費を計上した申請が費用効率性などの評価において不利にならないようにするためにも、例えば太陽電池モジュール（太陽光パネル）とパワーコンディショナーのみを補助対象経費とし、工事費を全て補助対象外経費とするなどといった申請は認められない。

1.10. 補助事業における利益等排除

- A) 次のうち、aのみが本補助事業における利益等排除の対象となる。
 - a 補助事業者（代表申請者、共同申請者）自身
 - b 100%同一の資本に属するグループ企業
 - c 補助事業者（代表申請者、共同申請者）の関係会社
- B) 〈物品〉

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（代表申請者、共同申請者）のいずれかにおいて自社で製造する製品などが含まれる場合、補助対象経費に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上、ふさわしくないと考えられる。そのため、補助事業者（代表申請者、共同申請者）自身から調達などを行う場合は、経費の根拠資料（見積書の補足資料）として原価（当該調達品の製造原価など）であることを証明する書類を申請書に添付するなどして、原価（利益の含まれない価格）を補助対象経費に計上すること。補助事業者（代表申請者、共同申請者）の業種などにより製造原価を算出することが困難な場合は、その根拠となる資料を提出することを条件に、他の合理的な説明をもって原価として認められる場合がある。
- C) 〈役務・工事〉

補助事業者（代表申請者、共同申請者）が自社で役務・工事を行う場合（PPA 事業者が本補助事業の代表申請者または共同申請者であり、PPA 事業者が太陽光発電設備などの工事を請け負う場合など）は次の a～c を経費の根拠資料（見積書の補足資料）として提出し、自社施工分の補助対象経費に補助事業者（代表申請者、共同申請者）自身の利益が含まれていないことを明示的に示すこと（自社施工分の経費に利益が含まれていないことを客観的に確認できない申請は不可）。

 - a 社内規程に基づく労務単価表
 - b 人工数の積算書（工程表に基づく業務の量と整合し、業務の具体的な内容が分かるも

のであること。工程表と対応しておらず、業務の具体的な内容が分からない積算書は不可)

- c 上記 a・b の集計表（複数の申請を行う場合、自社施工分の経費の合計が社員などに支払う給与を上回らないことに留意すること。自社施工分の経費の合計が社員などに支払う給与を上回る場合、原価とは言えず、利益を計上していることになる）

1.11. 消費税の取り扱い

「8. 【補足】補助金にかかる消費税等の仕入税額控除について」を参照のこと。

1.12. 「オンサイト PPA モデル」での申請

「オンサイト PPA モデル」の申請は以下の事項を全て満たす必要がある。

- A) 太陽光発電設備を「オンサイト PPA モデル」により導入する場合は「オンサイト PPA モデル」の区分で申請すること。需要家に kWh あたりのサービス単価に電力使用量を乗じた金額を請求するなどして、契約期間における支払総額が決まっていない場合（従量課金制）は「オンサイト PPA モデル」の区分になる。定額制の場合は「オンサイト PPA モデル」に該当しないものとする。
- B) 需要家など（共同事業者）と PPA 事業者が直接 PPA 契約を締結すること。需要家など（共同事業者）と PPA 事業者が直接 PPA 契約を締結しない申請は認められない。対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）を必ず共同事業者を含めること。
- C) 需要家など（共同事業者）と PPA 事業者が親会社・子会社・孫会社などの関係でなく、原則として資本関係がないこと（第三者所有であること）。 ※Q&A 「6. オンサイト PPA モデル」も参照のこと。
- D) PPA 事業者の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。リース事業者が実施体制に含まれる場合、リース事業者の定款でリース業などが規定されていること。
- E) 補助対象設備を法定耐用年数の間、継続的に使用することを文書（需要家など（共同事業者）と PPA 事業者との契約書、覚書など）で確認できること。
- F) 【PPA 契約期間満了後に需要家など（共同事業者）に太陽光発電設備等を譲渡する場合】需要家など（共同事業者）と PPA 事業者との契約書、覚書などに、太陽光発電設備等の解体、撤去およびこれに伴い発生する廃棄物の処理は譲渡を受けた者（譲渡を受けた場合、譲渡を受けた者が発電事業者となる）の責任で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）などにに基づき行わなければならない旨を明記した上で、廃棄の際に廃棄費用（kW あたり 1 万円など）が発生する旨を契約締結時に需要家など（共同事業者）に丁寧に説明すること。需要家など（共同事業者）に太陽光発電設備等を譲渡した後も、補助対象設備の法定耐用年数の間は交付規程に基づく補助金の返還義務などが補助事業者（代表申請者、共同申請者）に発生することに注意すること。
- G) 【リース事業者が実施体制に含まれる場合】PPA 事業者とリース事業者との契約はファイナンスリースであること。オペレーティングリース（一定期間後の下取り予定価格を残価

として設定するなど、ファイナンスリースでないもの)は対象外とする。

H) 【リースバックなどにより補助事業を実施する場合】

- a リースバックなどにより補助事業を実施することを申請書の様式「補助事業の実施体制表」に記載すること。補助対象設備の所有者となるリース事業者を含めて、補助事業者（代表申請者、共同申請者）は補助対象設備の所有権の有無にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数の間は交付規程に基づく補助事業の実施にかかる責（補助対象設備の法定耐用年数未満で補助対象設備を処分した場合の補助金の返還義務など）が発生する。リース事業者を補助事業者（代表申請者、共同申請者）に含めず、PPA 事業者のみの申請とすることは不可
- b 補助事業の期間内（2024 年 1 月 31 日まで）に所有権の移転が行われ、申請書の様式「補助事業の実施体制表」どおりの所有者となった状態で完了実績報告書を提出すること。リース事業者への補助対象設備の所有権の移転が済んでいなかったり、リースバックなどに関するリース事業者からの支払いが済んでいなかったりする場合、補助金の交付の対象外とする。

- ※1 本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者（PPA 事業者）が需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有（第三者所有 / third-party ownership: TPO）・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式のことを指す。
- ※2 太陽光発電設備等の補助対象設備の設置先の需要家など（共同事業者）に変更がある場合であっても、機構の了承を得た上で新たな需要家など（共同事業者）との間で本補助事業により導入した太陽光発電設備等を本補助事業の目的に沿って継続して使用する PPA 契約を締結する場合は、補助金の返還は発生しないものとする。「1.18. 太陽光発電設備等の使用の中断」「1.19. 太陽光発電設備等の移転」を参照のこと。

1.13. 「その他の PPA モデル」での申請

「その他の PPA モデル」の申請は以下の事項を全て満たす必要がある。

- A) 需要家など（共同事業者）と PPA 事業者資本関係があるなどして、「オンサイト PPA モデル」の第三者所有に該当しない場合は「その他の PPA モデル」の区分で申請すること。
※Q&A「6. オンサイト PPA モデル」も参照のこと。
- B) 「その他の PPA モデル」の太陽光発電設備の基準額は「オンサイト PPA モデル」の金額が適用されず、「自己所有」の金額と同じになるが、満たさなければならない事項や提出が必要な書類は「オンサイト PPA モデル」に準じるものとする。適宜読み替えること。

1.14. 「自己所有」での申請

「自己所有」の申請は以下の事項を全て満たす必要がある。

- A) 対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）が太

太陽発電設備の所有者となる場合は「自己所有」の区分で申請すること。

- B) 【対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）が太陽光発電設備等の所有者にならず、建物の所有者や需要家の親会社などが太陽光発電設備等の所有者となる場合】
- a 太陽光発電設備等の所有者を代表申請者とし、需要家を共同事業者として申請すること。
 - b 太陽光発電設備の所有者が需要家に太陽光発電設備の発電電力を無償で使用させること（そのことを確認できる書類を「応募に必要な書類」の「D-9 その他の資料」などとして提出すること）。有償で使用させる場合、電力を販売していると見なされるため、「オンサイト PPA モデル」などの区分で申請すること。

1.15. 「リースモデル」での申請

「リースモデル」の申請は以下の事項を全て満たす必要がある。

- A) 需要家の電力使用量にかかわらず毎月定額を請求するなどして、契約期間における支払総額が決まっており（定額制。設備の使用に関するファイナンスリース契約を含む）、契約内容がファイナンスリースのものは「リースモデル」の区分で申請すること。実質的に契約内容がオペレーティングリースのものは対象外とする。従量課金制の場合は「リースモデル」に該当しないものとする。
- B) 需要家など（共同事業者）とリース事業者が直接リース契約を締結すること。需要家など（共同事業者）とリース事業者が直接リース契約を締結しない申請は認められない。
- C) 需要家など（共同事業者）とリース事業者が親会社・子会社・孫会社などの関係でなく、原則として資本関係がないこと（第三者所有であること）。
- D) 「リースモデル」で申請する場合、リース事業者を補助事業者（代表申請者）かつ代表事業者とし、需要家などを共同事業者とすること。
- E) 需要家など（共同事業者）と設備の使用に関するファイナンスリース契約を締結する場合、リース事業者の定款でリース業などが規定されていること。需要家など（共同事業者）と定額制のサービス契約を締結する場合、発電事業者の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。
- F) 補助対象設備を法定耐用年数の間、継続的に使用することを文書（需要家など（共同事業者）とリース事業者との契約書、覚書など）で確認できること。
- G) 【リース契約期間満了後に需要家など（共同事業者）に太陽光発電設備等を譲渡する場合】需要家など（共同事業者）とリース事業者との契約書、覚書などに、太陽光発電設備等の解体、撤去およびこれに伴い発生する廃棄物の処理は譲渡を受けた者（譲渡を受けた場合、譲渡を受けた者が発電事業者となる）の責任で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）などにに基づき行わなければならない旨を明記した上で、廃棄の際に廃棄費用（kWあたり1万円など）が発生する旨を契約締結時に需要家など（共同事業者）に丁寧に説明すること。需要家など（共同事業者）に太陽光発電設備等を譲渡した後も、補助対象設備の法定耐用年数の間は交付規程に基づく補助金の返還義務などが補

助事業者（代表申請者、共同申請者）に発生することに注意すること。

H) 【転リースを行う場合】

- a リース事業者同士の契約はファイナンスリースであること。オペレーティングリースは認められない。
- b 転リースにより補助事業を実施することを申請書の様式「補助事業の実施体制表」に記載すること。補助事業者（代表申請者、共同申請者）は補助対象設備の所有権の有無にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数の間は交付規程に基づく補助事業の実施にかかる責（補助対象設備の法定耐用年数未満で補助対象設備を処分した場合の補助金の返還義務など）が発生する。
- c 補助事業の期間内（2024年1月31日まで）に所有権の移転が行われ、申請書の様式「補助事業の実施体制表」とおりの所有者となった状態で完了実績報告書を提出すること。補助対象設備の所有権の移転が済んでいない場合、補助金の交付の対象外とする。

1.16. 「その他のリースモデル」での申請

「その他のリースモデル」の申請は以下の事項を全て満たす必要がある。

- A) 需要家など（共同事業者）とリース事業者に資本関係があるなどして、「リースモデル」の第三者所有に該当しない場合は「その他のリースモデル」の区分で申請すること。
- B) 「その他のリースモデル」の太陽光発電設備の基準額は「リースモデル」の金額が適用されず、「自己所有」の金額と同じになるが、満たさなければならない事項や提出が必要な書類は「リースモデル」に準じるものとする。適宜読み替えること。

1.17. 太陽光発電設備等の使用の中断

補助対象設備の法定耐用年数の間において、需要家施設である店舗や工場などの廃止または改装に伴い、本補助事業により導入した設備の使用を中断する場合は、使用の再開の見込みのないまま設備が保管され続けることがないように、店舗や工場などの廃止または改装から6か月を目安に、補助事業者は使用の再開の見込みの時期および再開までの適切な管理などに関する計画について、機構に報告を行わなければならない。

1.18. 太陽光発電設備等の移転

本補助事業により導入した太陽光発電設備等を移転する場合、次の要件を全て満たす場合に限り、補助金の交付の目的に反する使用（転用）にあらず、財産処分の手続きを要しないものとする。ただし、この場合であっても設備を移転する場合は事前に機構に報告を行うとともに、真にやむを得ない事情により移転する場合に限る。

- ①店舗や工場などの廃止または改装に伴う代替店舗や工場などへの移転であること。
- ②補助金の交付申請者に変更がないこと。
- ③補助対象設備の移転に伴う使用の中断の後、可及的速やかに使用が再開される、または上記

「太陽光発電設備等の使用の中断」の計画について報告がなされるものであること。

1.19. 本補助事業で対象となる公共施設

「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助対象となり得る公共施設については、本補助事業の交付の対象外とする。「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の事業要件を満たさない施設であることが申請書で示されていることを交付の条件とする。

1.20. 交付申請書の審査における主な評価ポイント

「1.3. 補助事業の要件」「1.4. 補助金の申請者等の要件」「1.5. 補助対象設備の要件」などを満たす応募（交付申請書）について、以下の事項に基づき主な評価を行う予定である（具体的な審査基準は審査委員会にて決定）。

(A) CO₂（二酸化炭素）削減効果【加点項目】

a 費用効率性（CO₂を1t削減するのに必要な費用）

※1 太陽光発電設備の補助対象経費（税抜）のみ（定置用蓄電池などの補助対象経費（税抜）を除く）の費用効率性の上限は **36,000 [円/t-CO₂]** とする。同一条件で比較をするため、太陽光発電設備を補助対象として導入する申請については太陽光発電設備のみの費用効率性を評価の対象とし、費用効率性 [円/t-CO₂] の値が低く（優れており）、下記 c で CO₂削減量の根拠の妥当性、客観性を確認できる申請を高い評価にする。また、補助対象にするべき経費を補助対象外経費にするなどして、本来の値より低く費用効率性を算定している申請は評価の対象外とする（原則として、補助対象経費で太陽光発電設備等が成立する必要がある）。補助対象外経費の具体例は Q&A「9. 補助対象・補助対象外」を参照のこと。

※2 積雪地域（日本海側など）の場合、それ以外の地域と比較して、積雪や日射量の違いにより太陽光発電設備の発電電力量が少なくなる傾向があることから、12～2月頃は積雪などの影響を考慮して太陽光発電設備の発電シミュレーションを行う必要があり、そのことを確認できる申請については一定の補正を行った上で費用効率性の評価を行う（費用効率性の上限は同一）。

b 設備導入による CO₂削減率 [%]

※1 本補助事業で導入する太陽光発電設備等による CO₂削減率 [%] が大きく、下記 c で CO₂削減率の根拠の妥当性、客観性を確認できる申請の評価を高くする。

c 太陽光発電設備等を導入することによる CO₂削減量、削減率の根拠の妥当性、客観性

※1 「直近1年間の対象施設における電力会社からの電気料金の請求書および対象施設の消費電力量の30分データ（両者の数値が一致していると、数値の信頼性が高い）」と「太陽光発電設備の発電シミュレーション結果と比較して自家消費できる電力量を分析した資料」を提出するなどした上で、出力制御をしなかった場合に太陽光発電設備の発電電力が対象施設の消費電力を上回る時間帯や時期（土日祝日、年末年始、GW、お盆休み、停電日など）に発生する自家消費できない余剰電力量を本補助

事業による CO₂削減量の計画値の算定に加えていないことを客観的に確認できる申請を高い評価にする。

- ※2 「直近1年間の対象施設における電力会社からの電気料金の請求書」または「対象施設の消費電力量の30分データ」を提出できない場合でも応募は可（どちらかは提出すること）。その場合、対象施設の稼働日（年間カレンダー）に基づくなどして、確実に達成できることが見込める太陽光発電設備の発電電力の自家消費量を算定すること。例えば週5日稼働の施設は土日に余剰電力が発生する可能性があり、30分データなどを踏まえて分析した資料を提出せずに、太陽光発電設備の発電電力の自家消費率を100%などと様式に記入する申請は認められない。例えば年間250日稼働する施設で30分データなどを踏まえた分析ができず、施設の稼働日は確実に太陽光発電設備の発電電力を自家消費できるという場合、1年間の太陽光発電設備の発電シミュレーションによる発電見込み量を365分の250倍した数値を対象施設で自家消費できる見込みの電力量として算定することが考えられる。

(B) ストレージパリティの達成への取り組み【加点項目】

a 太陽光発電設備の規模に見合った定置用蓄電池または車載型蓄電池の導入

- ※1 本補助事業で導入する太陽光発電設備の太陽電池出力と本補助事業で導入する定置用蓄電池または車載型蓄電池の蓄電容量（バッテリー容量）の比率「蓄電容量 [kWh] ÷ 太陽電池出力 [kW]」が大きい申請の評価を高くする。具体例は Q&A「1. 補助事業全般」を参照のこと。
- ※2 目標価格をクリアできないなどの理由により補助対象外で定置用蓄電池を導入する場合は本項目の評価の対象外となる。

(C) 蓄電池の認証等【加点項目】

- a 導入する蓄電池について、JIS C 8715-2: 2019、IEC 62619: 2022 などの類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書および証明に関する資料（温度プロファイル、写真など）を提出できるものであること（モジュール以上）。なお、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。
- b 故障や自然災害などの有事の際のレジリエンス確保の観点から、次の(ア)および(イ)を満たす蓄電池供給事業者が供給する蓄電池を利用するものであること。
- (ア) 蓄電システムの早期復旧や原因説明が可能な体制が整えられているか。
- (イ) 蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セルなど）を迅速に供給できる拠点が整えられているか。
- c 蓄電池（蓄電システム）の製造、加工、販売などの事業を行う者が当該蓄電池（蓄電システム）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）上の広域認定を取得していること。

cf. 広域認定制度関連（環境省）

※1 上記 a～c は個別に加点評価を行う（例えば、aのみ満たし、b、cを満たさない場合、aの項目について加点される。a～cを全て満たさないと加点されないわけではない）。

※2 上記 a～c に関する書類は「応募に必要な書類」の「D-9 その他の資料」として提出すること。その際、上記 b については別紙（任意様式）で、上記 (ア) については「蓄電システムの早期復旧や原因解明のための補助対象設備場所に近い拠点」の名称・住所・電話番号、上記 (イ) については「代替する電池システムの主要部品（電池セルなど）を迅速に供給できる（生産）拠点」の名称・住所・電話番号を必ず記載すること。

(D) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）および需要家など（共同事業者）の経営基盤・事業の継続性【加点項目】

a 直近の決算期における自己資本比率 [%]（純資産（自己資本）÷総資産×100）

b 直近の決算期における流動比率 [%]（流動資産÷流動負債×100）

※1 補助事業の継続性の観点から、自己資本比率 [%] や流動比率 [%] が高い事業者を高い評価にする。

※2 申請書の様式「補助事業の実施体制表」に含まれる補助事業者（代表申請者、共同申請者）および需要家など（共同事業者）について、それぞれ評価を行う。

※3 SPC（special purpose company / 特別目的会社）については、全ての出資者を補助事業者（代表申請者、共同申請者）として申請している場合、上記の加点評価は SPC 自体には行わず、出資比率を考慮した上で SPC への各出資者に行う。

(E) 需要家における脱炭素経営への取り組み【加点項目】

a RE100（Renewable Energy 100% / 再生可能エネルギー100%）や再エネ 100 宣言 RE Action への参加

b SBT（Science Based Targets / 科学的根拠に基づく目標）の認定

c TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同表明

※1 需要家を評価の対象とする。「オンサイト PPA モデル」や「リースモデル」の申請において、補助事業者（代表申請者、共同申請者）については a～c の加点評価は行わない。

(F) 再エネ促進区域【優先採択項目】

a 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）第 21 条第 5 項各号に規定する地域脱炭素化促進事業（地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業）の促進に関する事項を地方公共団体実行計画において定めた市町村の促進区域内で実施する事業であること。

※1 再エネ促進区域は 2022 年 4 月 1 日より開始された制度（脱炭素先行地域とは異なる）。Q&A「10. CO₂削減・環境価値・脱炭素経営」を参照のこと。

2. 応募に必要な書類

2.1. 全体的な注意事項

「応募に必要な書類」は以下の事項を全て満たす必要がある。

- A) 複数の需要地を申請する場合、必ず需要地ごとに申請書を作成すること。異なる需要地を一件の申請にした場合、審査の対象外とする。Q&A「1. 補助事業全般」も参照のこと。
- B) 様式は「令和4年度補正予算」の交付申請用の Excel・PowerPoint・Word ファイルを必ず使用すること（「令和5年度予算」の様式も共通。採択する予算の年度は採択通知に記載する。令和5年度予算で採択となった場合、採択後に提出する交付申請書で PPA 契約書（案）などを含め、予算の年度を修正すること）。様式の Excel・PowerPoint・Word ファイルを PDF ファイルに変換して提出しないこと。異なる様式を用いたり、PDF ファイルに変換したりして提出された場合、審査の対象外とする。
- C) 根拠資料には様式に記入した情報と対応する箇所を赤枠で囲うかマーカーで塗るなどし、該当箇所を分かりやすく示すこと。根拠資料と異なる数値などが様式に記入されたミスが散見されるので注意すること。根拠の不明な申請は審査を行えない部分が発生する場合がある。
- D) 【端数処理の関係などで、様式に表示される数値と根拠資料の数値が一致しない場合】根拠資料に数値の算出式や端数処理のルールを明記し、数値が整合していることを第三者にも分かるようにすること。
- E) 根拠資料は電子ファイルの名称を「B-1 根拠資料●●●●」などとして、対応する様式を分かりやすく示すこと。根拠資料を確認できない申請は審査を行えない部分が発生する場合がある。
- F) 様式の Excel のシートが削除されたり名称が変更されたりすると集計作業などに支障をきたすので、削除したり名称を変更したりしないこと。
- G) 様式の Excel の全てのシートにおいて左上の A1 セル（保護がかかっているシートは選択可能なセルのうち、一番左上のセル）を選択し、シート A-0 を選択した状態で上書き保存したもの提出すること（Excel ファイルを開いたときに、シート A-0 が表示されるようにすること）。確認がしづらいので、ページ途中のセルや A-0 以外のシートを選択した状態で保存したものを提出しないこと。
- H) 様式に記入する英数字は原則として半角とし、k（キロ）・h（アワー）は小文字、W（ワット）は大文字でそれぞれ記入すること（例：kWh ○ / kwh × / KWH ×）。
- I) 提出する書類は必要項目の数値や文字が鮮明に読めるものであること。コピーやスキャンを取る際、数値や文字が不鮮明になったり、ゆがんだりしないように注意すること。数値や文字がぼやけていたり小さかったりして確認できない場合、審査を行えない部分が発生する場合がある。

2.2. 応募に必要な書類

「応募に必要な書類」として次の A～D のうち、該当するものを全て提出すること。提出した書類に不備や不足があった場合、審査を行えない項目が発生し、申請の不受理や不採択になる場合がある。誤記や計算ミスや添付漏れがないことを十分確認した上で提出すること。

2.2.1. 〈A. 交付申請書〉

A-0 提出書類チェックリスト

- A) 本チェックリストを活用して、提出が必要な書類に漏れないようにすること。
- B) 様式の「添付」の欄で提出する書類は"○"、提出しない書類は"ー"を選択すること。提出しない書類で"○"を選択しないこと。

A-1 様式第 1 (第 5 条関係) 交付申請書

- A) 交付申請書の提出日、補助事業者（代表申請者、共同申請者）の住所、法人名（氏名または名称）、代表者の職、代表者の氏名などを様式に記入すること。
- B) 【補助事業を 2 者以上で実施する場合】補助金の交付の対象になり得る事業者（補助事業者）のうち、補助金の支払いを直接受けたい事業者を代表申請者とし、それ以外の事業者を共同申請者とすること（申請後の変更は不可。補助対象設備の所有者が複数いる場合でも、補助金の交付は代表申請者のみに対して行う）。需要家などは共同事業者とすること（「オンサイト PPA モデル」「リースモデル」で需要家などを共同事業者としない申請は不可）。共同申請者、需要家など（共同事業者）は A-1 への記入は不要。需要家などが補助対象設備の所有者とならない場合、代表申請者にも共同申請者にも該当せず、共同事業者に該当するものとする。 ※代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者の考え方は本公募要領のほか、様式 D-2「補助事業の実施体制表」（PowerPoint）の説明文や記入例も参照のこと。
- C) 【複数の権利者によって共同所有されている建物について申請を行う場合】「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」の場合、原則として所有者全員を共同事業者（需要家など）として申請すること。「自己所有」の場合、原則として所有者のうち一人を代表申請者とし、残る全員を共同申請者として申請すること。
- D) 【複数の権利者によって区分所有されている建物について申請を行う場合】「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」の場合、区分所有者の 4 分の 3 以上および議決権の 4 分の 3 以上の賛成を得た上で、規約と補助事業に関する集会の決議書を提出し、管理組合を共同事業者（需要家など）として申請すること。「自己所有」の場合、区分所有者の 4 分の 3 以上および議決権の 4 分の 3 以上の賛成を得た上で、規約と補助事業に関する集会の決議書を提出し、管理組合を代表申請者として申請すること。管理組合が「1.4. 補助金の申請者等の要件」を満たす必要があることに注意すること。
- E) 【押印を省略する場合】押印省略の代替措置として、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」の欄に代表申請者における責任者（代表者、役員、管理職など、書類の内容について責任が取れる者。担当者と異なる者であることを想定している）およ

び担当者（補助事業の実務を行い、補助金の申請の窓口になる者）の氏名（フルネーム）などや連絡先（電話番号、メールアドレス）を記入すること。個人の場合は責任者と担当者の欄には同じ情報を記入すること。 ※他の様式についても同様

A-2 **補助事業の実施に関する基礎情報**

- A) 申請の区分（①オンサイト PPA モデル ②自己所有 ③リースモデル ④その他の PPA モデル ⑤その他のリースモデル）を様式で選択すること。
- B) 該当する項目について、補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）、需要地、補助対象設備を設置する場所、補助金の申請のサポートを行う者の情報を様式に記入すること。住所、氏名（漢字）、電話番号、メールアドレスは入力ミスが多いので、特に注意して記入すること。基本的に採択・不採択通知などは代表申請者の「主担当」の欄に記載されたメールアドレスに行う予定。誤った情報が記入されていると採択・不採択通知を送れないので、入力ミスがないか何度も確認し、記入したメールアドレスに送信テストを行い、メールが送信できることを確認すること（一文字でも間違っていると送信できない）。
- C) 様式に記入された内容について、機構から補助事業者（代表申請者、共同申請者）などに問い合わせを行う場合がある。問い合わせに回答できるよう、提出した書類の内容を把握しておくこと。
- D) 「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）に基づき、国税庁長官が指定する 13 桁の番号。1 法人に対して 1 つの番号が指定される。12 桁の「会社法人等番号」とは異なるので注意すること。
- cf. 国税庁法人番号公表サイト（国税庁）
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- E) 「本社所在地の住所」の欄には、原則として「住居表示」の住所を記入すること。
- F) 「需要地」の「建物の住所」の欄には原則として「住居表示」の住所を記入し、「土地の住所」の欄には「住居表示」の住所と「地番」をそれぞれ記入すること（「住居表示」のない土地の場合、「地番」のみで可）。

A-2-1 **名刺のコピー**

- A) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）、補助金の申請のサポートを行う者のそれぞれについて、様式に記入した「代表者」「責任者」「主担当」「副担当」の所属や役職や氏名を確認できる名刺のコピーを原則として事業者（法人など）ごとに一つの PDF ファイルにして提出すること。
- B) 個人で名刺を作成していない場合、省略可（作成していれば提出すること）

A-2-2 **商業登記簿謄本等**

- A) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）、それぞれの商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書とすること。申請時に発

行から 6 か月以内のものであり、その後、記載内容（代表者など）に変更が生じていないこと）を提出すること（コピーでも可）。

- B) 【個人事業主および個人の場合】 本人確認書類として、①住民票（申請時に発行から 3 か月以内のもの） および②有効期限内の運転免許証など公的証明書の写しを提出すること。
- C) 地方公共団体は提出不要

A-2-3 補助対象設備を設置する土地および建物の登記簿謄本等

- A) 補助対象設備を設置する土地および建物の所有者や権利関係などを確認できる書類として、登記簿謄本（全部事項証明書とすること。申請時に発行から 6 か月以内のものであり、その後、記載内容（所有者など）に変更が生じていないこと）を提出すること（コピーでも可）。補助対象設備を設置する部分の土地および建物の登記簿謄本を全て提出すること（屋根に設置する場合でも、設置部分の土地の登記簿謄本は提出が必要）。所有者の不明な土地・建物の申請は不可
- B) 同一敷地内であっても、補助対象設備を設置しない土地・建物部分の登記簿謄本は提出しなくてもよい（例：補助対象設備を建物のみを設置する場合、駐車場部分の書類は省略可）。
- C) 土地および建物の所有者や権利関係などを確認できる書類であれば、登記情報提供サービスで取得した書類でも可

cf. 登記情報提供サービス（一般財団法人 民事法務協会）
<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>
- D) 【建物登記をしておらず、建物の登記簿謄本を提出できない場合】 登記をしないことに不動産登記法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 123 号）第 47 条第 1 項など、法令上、問題がないことを需要地が所在する市区町村などに問い合わせ確認した上で（5W1H が記載された確認結果のメモが提出されることが望ましい）、固定資産評価証明書など、建物の所在地や所有者が確認できる書類を提出すること。
- E) 【新築や増築の建物で申請の段階で建物が完成していない場合】 押印済みの建築工事の契約書（原契約書）の写しなど、建物の所在地や所有者（発注者）が確認できる書類を提出すること（原則として、建築工事が着工していることを確認できない申請は不可）。
- F) 【公共施設の場合】 固定資産台帳など、地方公共団体が土地および建物の所有者であることが確認できる書類を提出すること。

A-2-4 補助対象設備を設置する土地の地番を確認できる地図

- A) 補助対象設備を設置する土地の登記簿謄本に記載された地番を確認できる地図（公図など）を提出すること（コピーでも可）。該当する区画や番号を赤枠で囲うかマーカーで塗るなどして分かりやすく示すこと。

A-2-5 【需要家などが補助対象設備を設置する土地・建物の所有者でない場合】賃貸借契約書等

- A) 需要家などが土地・建物の登記簿謄本等に記載された所有者と締結した土地・建物の賃貸借契約書等を提出すること。例えば、建物は需要家などが所有し、土地は賃貸借契約を締結している場合、土地および建物の登記簿謄本等 (A-2-3) に加えて、土地の所有者と需要家などが締結した賃貸借契約書等を提出すること。賃貸料など、金額に関する部分は黒塗り可
- B) 【親会社などが土地・建物を所有するなどして、需要家などと賃貸借契約書等を交わしていない場合】賃貸借契約書等の代わりとして、補助対象設備の法定耐用年数において土地・建物の使用に問題がないことを確認できる書類（様式任意。「補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書」(A-2-6) の様式を参考にすること）を土地・建物の所有者（親会社など）の名義で作成し、提出すること。

A-2-6 【需要家などが補助対象設備を設置する土地・建物の所有者でない場合で、賃貸借契約書等に記載された契約期間が補助対象設備の法定耐用年数に満たない場合】補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書

- A) 補助対象設備を法定耐用年数の間（発電設備としての太陽光発電設備は 17 年間）、確実に使用する旨（契約の延長などの具体的な措置や契約を更新しなかったときの補助金の返還など）を記載した確約書を補助金の代表申請者の名義で作成し、提出すること。
- B) 【押印を省略する場合】押印省略の代替措置として、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」には確約する者（代表申請者）の情報を記入すること。

A-2-7 【補助対象設備の所有者と土地・建物の所有者が異なる場合】設備設置等承諾書

- A) 補助対象設備の法定耐用年数の間の設置および使用に問題がないことを確認できるものとして、土地・建物の所有者の名義で作成した「設備設置等承諾書」を提出すること。複数の権利者によって所有されている場合、補助対象設備を設置する部分の土地および建物の所有者全員の「設備設置等承諾書」を提出すること。
- B) 補助対象設備を建物の屋根などに設置し、地面には設置しない場合、土地の所有者からの「設備設置等承諾書」は省略することができる。
- C) 補助対象設備を土地（施設内の空き地など）に設置し（野立て）、建物には設置しない場合、建物の所有者からの「設備設置等承諾書」は省略することができる。
- D) 【押印を省略する場合】押印省略の代替措置として、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」には承諾者の情報を記入すること。

A-3 事業者概要

- A) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）、それぞれの事業者の定款、財務諸表等、会社概要のパンフレットなどを添付した上で、正確に様式に記入（転記）すること。

- B) A-2-2「商業登記簿謄本等」の内容と整合していること。
- C) 個人事業主、地方公共団体、個人は該当する項目のみ様式に記入すること（該当しない項目は空欄で可）。
- D) 共同申請者が3者以上いる場合や共同事業者が2者以上いる場合、別ファイル（様式任意）で様式と同じ内容を記入し、提出すること。様式にシートを追加しないこと。

A-3-1 定款

- A) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）、それぞれの定款を提出すること。
- B) 原則として、原本証明されたものであること（原本証明は申請者が有効だと考える方法で可）。

A-3-2 財務諸表等

- A) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）、それぞれの事業者の単体ベースの直近の3決算期の貸借対照表と損益計算書を法人名が記載された表紙をつけて提出すること（表紙がないと、どの法人の財務諸表等なのか分からないことがある）。連結財務諸表の提出は必要ない。決算短信は不可。申請時に「法人の設立から1会計年度を経過していない場合」は申請年度の事業計画書と収支予算書、「法人の設立から1～2会計年度を経過し、3会計年度を経過していない場合」は直近の1～2決算期（提出できる全ての期間）の貸借対照表と損益計算書を提出すること。
- B) 【補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）のいずれかにおいて、「1.4. 補助金の申請者等の要件 B」でクリアできない項目がある場合】事業継続性を担保できる措置を講じること。その確証となるものとして、①申請時点で税引後当期純利益の赤字や債務超過が解消され、自己資本比率や流動比率の基準をクリアしていることを確認できる書類（様式任意）か、②関連企業などによる事業継続の一切を確約する書面（様式任意）および事業継続を確約する法人などの単体ベースの直近の3決算期の貸借対照表と損益計算書を提出すること。
- C) 提出する貸借対照表や損益計算書は様式に転記した箇所を赤枠で囲うかマーカーを引くなどして分かりやすく示すこと。
- D) 【個人事業主の場合】直近3年間の確定申告書B（マイナンバー部分を必ず黒塗りにすること）および所得税青色申告決算書の写しを提出すること。電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出すること。
- E) 【個人の場合】直近3年間の源泉徴収票の写しや通帳（オモテ面および通帳を開いた1～2ページ目を必ず含めること）の写しなど、直近3年間の所得などが確認できるものを提出すること。指定信用情報機関が発行する信用情報記録開示書などに代えることでも可
- F) 【管理組合の場合】直近3年間の組合の収入と支出を確認できる帳簿などの写しを提

出すること。

A-3-3 会社概要のパンフレットなど

- A) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）、それぞれの概要が分かる会社概要のパンフレットなどを添付すること。
- B) 様式 A-3 に記入する「資本金」「決算月」「従業員数（雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者の数を記入すること。雇用契約書や労働条件通知書などで雇用主と雇用契約を結んでいる正規社員のほか、原則として契約社員やアルバイトやパートなどの数も含めること）」などが確認できる箇所を赤枠で囲うかマーカーを引くなどして明示すること。
- C) 【会社概要のパンフレットなどを作成していない場合】様式に記入する情報の根拠を確認できるものであれば、公式ウェブサイトの会社概要のウェブページ（URL を記載して、インターネットで確認できるようにすること）などのコピーでも可
- D) 地方公共団体や個人は提出不要

A-4 暴力団排除に関する誓約事項

- A) 補助事業者（代表申請者、共同申請者）、需要家など（共同事業者）、それぞれについて提出すること。
- B) 【押印を省略する場合】押印省略の代替措置として、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」には各書類の誓約者と対応した情報を記入すること。

A-5 補助事業の実施にあたっての確認事項

2.2.2. 〈B. 実施計画書〉

B-1 別紙1 実施計画書

- A) 本補助事業の実施計画を本様式で示すこと。
- B) 本実施計画書に記載されたとおりに補助事業が実施されない場合、補助金の交付（支払い）を行えない場合がある。十分検討、確認した内容を記入すること。
- C) PPA 事業者、リース事業者、太陽光発電設備等の施工業者などは、本様式に記入する内容などについて太陽光発電設備等を実際に使用する需要家に補助事業の申請内容について申請前に丁寧に説明をすること。需要家の了承を得ずに補助事業を進めることが無いようにすること。

B-2 導入量算出表

- A) 本補助事業で導入する太陽光発電設備等の規模の妥当性などを本様式で示すこと。
- B) 「2.1. 全体的な注意事項」の端数処理の項目などを踏まえた数値を様式に記入すること。記入する数値などが根拠資料と整合していることを十分確認すること。根拠資料

と異なる数値を記入しているミスが散見されるので注意すること。

- C) 補助金の交付後を含め、申請書に記入された対象施設で自家消費できる見込みの電力量が不正確で、太陽光発電設備の稼働後の CO₂削減量の実績値が申請書に記載された計画値を下回った場合、環境省への事業報告書の提出時や会計検査院の实地検査などで指摘事項となり、補助金の返還などが発生することがある。申請書には確実に達成できる見込みの数値を記入すること。根拠なく過大な数値を記入しないこと。
- D) 様式に記入する太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、定置用蓄電池のメーカー名、型番（パッケージ型番）が C-3「見積書」、D-8「導入機器の仕様書」などと整合していることを確認すること。
- E) 車載型蓄電池、充放電設備については、CEV 補助金の一覧に記載されたブランド（メーカー）名、車名、車両コード、型式を様式に記入すること。

B-2-1 対象施設の 1 週間・1 年間の稼働日数… (1-1・1-2) の根拠資料

- A) 対象施設（需要地）の 1 週間の平均的な稼働日数および 1 年間の稼働日数を確認できる年間カレンダーなどを提出すること。
- B) カレンダーに稼働日を赤丸で囲うなどした上で、稼働日の合計を欄外などに記載すること。

B-2-2 対象施設の年間消費電力量・電気料金… (1-3・1-4) の根拠資料

- A) 直近 1 年間の対象施設の消費電力量 [kWh/年] および電気料金 [円/年] の根拠資料（電気料金の請求書の写しなど）を提出すること。様式には根拠資料から正確に転記すること。対象施設以外の施設の消費電力量などを誤って記入しないこと。30 分データだけだと電気料金を支払っている事業者や需要地が分からないことがあるため、原則として直近 1 年間の対象施設の電気料金の請求書を提出すること。
- B) 【電気料金の請求書を提出できない場合】30 分データなどの数値が間違いなく対象施設の消費電力量や電気料金であることを確認した上で提出すること。Excel ファイルだけだと、対象施設のデータなのか判断がつかないことがあり、後から別の施設のデータだったことが判明することがある。
- C) 直近 1 年間の期間は応募する時点で入手できる電気料金の請求書の直近の 12 か月分とすること。例えば 4 月に本補助金に応募する場合、前年の 4 月～3 月とするか、前年の 3 月～2 月とすることが原則
- D) 【新築や増築などで直近 1 年間の消費電力量のデータが無い場合】年間消費電力量 [kWh/年] および年間電気料金 [円/年] の合理的な算定根拠を示す資料を作成すること。施設の実際の消費電力が分からない段階で過大な想定をすることは不可。Q&A「1. 補助事業全般」を参照のこと。建物を増築する場合、既存の施設の消費電力量の実績値に増築する施設の年間消費電力量 [kWh/年] の推定値を加算すること。

B-2-3 初年度の年間推定発電量… (3-12) の根拠資料

- A) 導入する「太陽電池モジュール（太陽光パネル）の公称最大出力の合計値」「パワーコ

ンディショナーの定格出力」に基づく太陽光発電設備の年間推定発電量のシミュレーション結果を提出すること。

- B) 導入する太陽電池モジュール（太陽光パネル）の kW 数と異なる数値のシミュレーション結果（設計変更前の kW 数のシミュレーション結果のままになっているミスが多い）が添付されていたり、太陽光をさえぎる障害物の影響（1 日のうち、太陽電池モジュール（太陽光パネル）に影が入る時間帯があると、一般的に発電量が大きく低下する）が考慮されていなかったり、対象施設の停電日や太陽光発電設備のメンテナンス日が考慮されていなかったりするミスが散見されるので注意すること。こうした点が考慮されたシミュレーション結果でないと、太陽光発電設備が稼働した後、発電量や CO₂削減量などの実績値が交付申請書や完了実績報告書に記載した数値を下回る恐れがある。
- C) 対象施設に設置する太陽電池モジュール（太陽光パネル）の枚数は衛星写真だけで判断するのではなく、必ず現場調査を行い、屋根の形状や既設の設備の有無や排気ダクトの位置などを確認し、太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置できる場所を確認した上で決定すること。また、建物の構造計算書などを踏まえ、本補助金で申請する枚数の太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置できる強度を有する建物であることを確認すること。申請前の調査不足や確認不足が原因で、採択後に太陽電池モジュール（太陽光パネル）の枚数や設置予定場所に変更が生じないようにすること。

B-2-4 法定耐用年数における平均の自家消費できる見込みの電力量… (3-17) の根拠資料

- A) 対象施設の稼働日数 (1-1・1-2) を踏まえた数値であること。例えば「対象施設の 1 週間の稼働日数」(1-1) が「5 日/週」などであるにもかかわらず、「(3-1・3-2) における法定耐用年数における平均の自家消費率」(3-19) に「100%」などと表示された申請が散見されるので注意すること。土日の消費電力が平日よりも少ない場合、土日に自家消費できない太陽光発電設備の発電電力が発生する可能性がある。
- B) 対象施設で自家消費できない発電量を (3-17) に加えないこと。事前の分析やシステムの構成に問題があると、RPR（reverse power relay / 逆電力継電器）が作動してパワーコンディショナーが停止することが多発するなどして太陽光発電設備の発電電力量の実績値が計画値を大幅に下回る恐れがある。消費電力の少ない時間帯（昼休みなど）や日（土日祝日や停電日など）や時期（年末年始、GW、お盆休みなど）がある施設の場合、特に注意すること。

B-2-5 定置用蓄電池の説明資料

- A) 定置用蓄電池の充放電の設定などが「1.5. 補助対象設備の要件」に記載された事項（本補助事業で導入する太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることなど）を満たすものであることを確認できる説明資料（様式任意）を提出すること。B-4「単線結線図、各階配線図」や D-8「導入機器の仕様書」で確認できる場合は、B-4「単線結線図、各階配線図」や D-8「導入機器の仕様書」の該当箇所を記載した書類（様式任意）に代えることで可（同じ資料を B-2-5 に添付する必要はない）

B-3 太陽光発電設備・蓄電池 系統別リスト

- A) 導入する「太陽電池モジュール（太陽光パネル）の公称最大出力 [W]」「パワーコンディショナーの定格出力 [kW]」「蓄電容量 [kWh]」を系統ごとに様式に記入すること。本様式で入力電圧 [V]、入力電流 [A]、過積載率 [%] の妥当性や停電時に対象施設に必要な電力をまかなえるシステムになっていることを示すこと。
- B) 「太陽電池モジュール（太陽光パネル）の公称最大出力 [W]」「パワーコンディショナーの定格出力 [kW]」「蓄電容量 [kWh]」などの欄には、申請書に添付する仕様書で確認できる数値を記入すること。仕様書から間違った数値を転記しないよう注意すること。特に太陽光発電設備の基準額の算定に用いる「太陽電池出力」の根拠となる「パワーコンディショナーの定格出力 [kW]」がパワーコンディショナーの仕様書に記載された定格出力と同じ数値であるか、よく確認すること。「定格出力（連続して出力を維持できる製造業者が指定する最大出力）」ではなく「最大出力」を様式に記入するミスが散見されるので注意すること。力率によって定格出力が異なる製品の場合、対象施設における当該製品の力率の設定値を申請前に確認した上で、正しい定格出力を様式に記入すること。力率の設定値を確認できる書類が提出されることが望ましい。
- C) 様式に記入する数値などは B-2「導入量算出表」や B-4「単線結線図、各階配線図」と整合し、C-2「経費内訳表」や C-3「見積書」や D-8「導入機器の仕様書」などで確認できるものであること。様式に記入した太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーの枚数・台数や出力 [W] [kW]、定置用蓄電池の蓄電容量 [kWh] や台数、停電時に対象施設に必要な電力（非常用コンセントなど） [kW] が B-4「単線結線図、各階配線図」と整合していなかったり、C-2「経費内訳表」や C-3「見積書」や D-8「導入機器の仕様書」と異なる数値などが記入されていたりするミスが散見されるので注意すること。
- D) パワーコンディショナーの「自立運転」の「切り替え方法」の根拠を仕様書で赤枠で囲うかマーカーで塗るなどすること。現地調査の際に誤りが見つかることが多いので注意すること。

B-4 単線結線図、各階配線図

- A) 導入する太陽光発電設備の系統ごとの太陽電池モジュール（太陽光パネル）の出力 [kW]、パワーコンディショナーの定格出力 [kW] を明記した単線結線図（太陽光発電設備の出力が系統ごとに図示されていないものは不可）を提出すること。単線結線図に記載された太陽電池モジュール（太陽光パネル）の枚数・出力 [W] [kW] やパワーコンディショナーの台数・出力 [kW] などが B-2・B-3・C-2・C-3などと整合していないミスが多いので注意すること。資料によって数値などが異なると、どれが正しい情報なのか分からず、審査を行えない場合がある。
- B) D-8「導入機器の仕様書」にリストアップした機器を単線結線図で確認できるようにすること。特にキュービクルに含まれる機器を単線結線図で確認できない申請は審査を行えない場合がある。
- C) 単線結線図に本補助事業により停電時に使用できるようになる機器（特定負荷または全負荷の電灯、動力など）や非常用コンセントを明示すること。B-3 に記入した内容

と整合した内容になっていることを十分確認すること。

- D) 各階配線図に本補助事業により停電時に使用できるようになる照明器具や非常用コンセントなどの設置場所を記載し、図面で確認できるようにすること。
- E) 新たに導入する定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備を接続する箇所を図面（単線結線図および各階配線図）で確認できるようにすること。新たに導入する定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備を図面上で赤字や赤線で描くなどして強調することが望ましい。

B-5 CO₂削減量等計算表

- A) 太陽光発電設備の稼働後の CO₂削減量の実績値が本様式で算定される「法定耐用年数における平均の年間 CO₂削減量」(5) を達成できていない場合、補助金の返還が発生する場合がある。確実に達成できる見込みの数値を算定すること。
- B) 「法定耐用年数における平均の費用効率性（太陽光発電設備のみ）」(8a) が 36,000 [円/t-CO₂] 以下であり、「費用効率性判定」(9) に"○"が表示されていることを確認すること。

B-6 ランニングコスト削減額計算表

- A) 太陽光発電設備等を導入することで需要家にとってのランニングコストがどのように変化するか（ランニングコスト削減額）を本様式で示すこと。
- B) 【太陽光発電設備等の保守管理業務を外部に委託する場合】「太陽光発電設備等の保守管理費用（税抜）」(6) の根拠として、保守管理（メンテナンス）契約の見積書などを添付すること。様式には 1 年あたりの保守管理費用を記入する必要がある、見積書から 1 年あたりの金額を算定するなどして様式に記入すること（複数年の金額が記載された見積書の場合、誤って総額を記入しないこと。例えば 10 年間の金額が記載された見積書であれば、見積額を 10 で割った 1 年あたりの金額を様式に記入すること）。

2.2.3. 〈C. 経費関係書類〉

C-1 別紙 2 経費内訳

- A) 太陽光発電設備等の発注に必要な経費を本様式で示すこと。
- B) 「(1) 総事業費」は C-3「見積書」の税抜の総額と一致していること。
- C) 「(5) 基準額」は補助事業の区分（太陽光発電設備等の導入方法）や設備の規模 [kW] [kWh] に応じた、正しい金額が算定されていることを確認すること。

C-2 経費内訳表

- A) 太陽光発電設備等の発注に必要な経費の詳細な内訳を本様式で示すこと。
- B) C-3「見積書」から正確に転記すること（転記ミスが多いので要注意）。C-2 は「一式」としてまとめて記入するのではなく、見積書の内訳どおり一行ずつ記入すること。C-

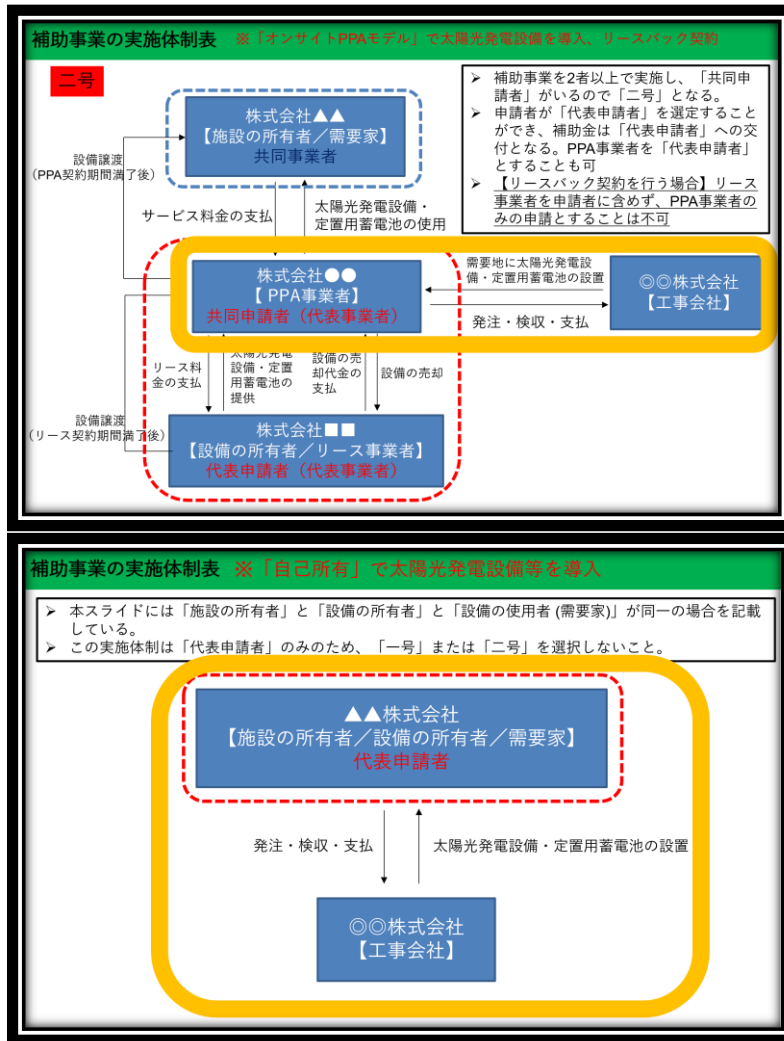
2 にまとめて記入すると、見積書に補助対象外経費があるときに、具体的にどの項目が補助対象外経費なのか分からないことがある。

- C) Q&A「9. 補助対象・補助対象外」を踏まえて、補助対象経費（補助事業の実施に直接必要な経費）と補助対象外経費（補助事業の実施には直接には必要ない経費）を適切に区別して記入すること。原則として補助対象経費で導入する設備などで補助事業が成立する必要がある、費用効率性や目標価格を本来の数値より良くするために補助対象経費にすべき項目を補助対象外経費にした申請は認められない（例えば、太陽電池モジュール（太陽光パネル）とパワーコンディショナーのみを補助対象経費とし、工事費などを補助対象外経費として申請することは不可）。
- D) 太陽光発電設備の発電開始後の CO₂削減量の実績値の把握に必要な電力の「計測機器」や「気温計」「日射計」や太陽光発電設備の発電量のコントロールに必要な「出力制御装置」は補助事業の実施に直接必要な経費と考えられるため、補助対象経費とすること。
- E) Q&A「1. 補助事業全般」に基づき、納期を理由にして補助対象外で発注する設備についても C-3 に「見積書」を添付した上で、様式 C-2 に補助対象外経費として記入し、導入する太陽光発電設備等の全体像が分かるようにすること。様式 C-2 に記入された内容で太陽光発電設備等が稼働することを確認できない申請は審査の対象外とする場合がある。
- F) 様式の消費税の欄は 0 円のままにすること（税抜価格に対して費用効率性などの算定を行うため、本様式に消費税額を記入しないこと）。見積書の税抜価格と一致するように様式に記入すること（本様式に税込価格を記入しないこと）。
- G) 出精値引きの項目を作らないこと。出精値引きの項目があると、機器などの正確な単価が分からなくなるため、個々の項目に金額を振り分けること。
- H) 「6. 別表第 2」の「1 区分」「2 費目」「3 細分」「4 内容」を確認した上で、適切な経費の分類項目を選択すること。
- I) 【定置用蓄電池を補助対象設備として導入する場合】定置用蓄電池に充電するための系統であっても、太陽光発電設備の基準額の算定（太陽光発電設備の補助金所要額）に含まれる太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーは「C2 蓄」のシートに記入せず、「C2 太車充」のシートに記入すること。ハイブリッドタイプの定置用蓄電池で、見積書でやむを得ず蓄電池（バッテリー）部分とパワーコンディショナー部分の経費の切り分けができない場合を除き、同じ設備が太陽光発電設備の補助金の基準額と定置用蓄電池の補助金の基準額に二重に計上されないようにすること。

C-3 見積書

- A) C-2「経費内訳表」に記入した金額の内訳（単価・数量）の根拠となる見積書を漏れなく提出すること。
- B) 補助対象設備の発注に直接関係する部分の書類を添付すること。例えば下記の実施体制表の場合、オレンジ色部分の見積書を添付すること。オンサイト PPA モデルにおける需要家との PPA 契約書やファイナンスリース契約の見積書などは C-3 ではなく、

D-3 「契約関係資料」に添付すること。



- C) 太陽光発電設備等の発注の契約相手方（発注予定先）を選定した過程（見積もり合わせの結果）が分かる書類として、3社以上の見積書を提出すること。原則として、同じ条件（メーカーの違いなどによる多少の性能差があることは可）で比較した最低価格の見積書を C-2「経費内訳表」の根拠資料とすること（契約相手方を選定するにあたっては、競争原理が働く手続によらなければならない）。
- D) 【見積もり合わせを実施しない場合】採用する見積書を添付した上で、補助対象設備などを工事会社などに直接発注する補助事業者（代表申請者または共同申請者）の名称で随意契約理由書（様式任意）を作成すること。数字や固有名詞を盛り込み、見積もり合わせを行わない理由を第三者にも確認できる（必要に応じて根拠資料を提出できる）事実をベースにして記載すること。理由によっては見積もり合わせを実施しないことが認められず、3社以上の見積書の取得を求める場合がある。他の業者と比較をせず、あらかじめ特定の業者に決めないこと。他の事業者が発注できない（しない）理由を第三者にも納得できるよう記載すること。
- E) 原則として、補助対象設備の発注は交付申請書に添付する見積書に基づき行うこと。完了実績報告書として提出される注文書・注文請書・契約書・請求書が交付申請書に添付する見積書と異なる内容だと、交付の対象外とする場合がある。

- F) D-8「導入機器の仕様書」の d または e に含まれる i~iv の機器を見積書に明記した上で、各機器を漏れなく B-4「単線結線図」に明記すること（どの機器が含まれるのかわからない見積書は経費の妥当性が判断できない）。
- G) 見積もり依頼時に本公募要領を販売事業者や工事会社などに必ず提示し、次の①～⑨を全て満たす見積書を取得すること。取得後に漏れや誤りが発覚した場合は、販売事業者や工事会社などに該当箇所を伝え、見積書を取得し直すこと。その場合でも、公募締め切り後の書類の差し替えは認められない。
- ① 宛名（見積書の提出先）：見積書に記載された宛名（提出先）が様式 D-2「補助事業の実施体制表」に記載された補助対象設備の発注者であること。宛名の記載がないものや補助対象設備の発注者でないものは不可
 - ② 設置場所：見積書に補助対象設備の設置場所（施設の名称、住所など）が記載されていること。本補助金に申請する需要地以外の見積書を使い回すことは不可
 - ③ 作成年月日：原則として、本公募要領の公開日以降に作成されたものであること。ただし、過去の公募要領に基づき見積書を取得しており、本公募要領の内容を満たす見積書を取得している場合、本公募要領の公開日以前に作成されたものでも可とする。本公募要領の内容を満たす見積書でない場合は取得し直すこと。
 - ④ 見積書の有効期限：申請の時点で有効期限内のものであること。Q&A「1. 補助事業全般」も参照のこと。
 - ⑤ 納期：補助対象設備の引き渡しと支払いが 2024 年 1 月 31 日までに行えるものであること。
 - ⑥ 支払い条件：契約総額に対する支払いの条件が明記され、原則として銀行振込であること。支払手形による場合は、2024 年 1 月 31 日まで現金化されることが見積書に明記されている必要がある。
 - ⑦ 発注する機器などの名称：発注する機器などについて「メーカー名」「製品名」「型番」「数量」「単価」などが正確に記載されていること。型番などの数字や記号が製品カタログや仕様書と一致しているか、よく確認すること。旧製品などの数値や記号などが記載された異なるミスが多いので注意すること。転記ミスが無いよう、一字一句確認すること。大まかな項目のみで「一式」と記載されていると、具体的に導入する設備などが分からず、審査を行えない場合がある。
 - ⑧ 出精値引きの項目を作らない：原則として出精値引きの項目は作らず、値引き後の金額を記載すること。やむを得ず出精値引きの項目を作る場合は、どの項目に対する値引きかを明示し、項目ごとに値引き後の金額が分かるようにすること。個々の項目の正確な単価が分からない申請は不可
 - ⑨ 太陽光発電設備と定置用蓄電池との経費の切り分け：工事費や諸経費などについて、太陽光発電設備と経費を明確に切り分け、定置用蓄電池の設置に必要な金額を明示すること。定置用蓄電池の目標価格をクリアするために、工事費や諸経費などを太陽光発電設備のみに計上し、定置用蓄電池の本体価格などしか定置用蓄電池の補助対象経費に計上しない申請は認められない。Q&A「9. 補助対象・補助

対象外」を参照のこと。

- H) 建設業や電気工事業の許可など、法令上必要な許可を受けている事業者から工事の見積書を取得すること。
- I) 見積書の項目や金額が C-2「経費内訳表」に正しく転記されていることをよく確認すること。見積書の項目をまとめて「一式」として C-2 に転記しないこと。
- J) 補助金に申請する前に既設のキュービクル（高圧受変電設備）を確認し、太陽光発電設備の設置にあたってキュービクル（高圧受変電設備）を新規に設置する必要があるかどうかを検討した上で見積書を取得すること。
- K) OVGR（地絡過電圧継電器）の設置が必要かどうかを確認した上で、見積書を取得すること。補助事業に申請した後の一般送配電事業者との系統連系の協議において OVGR 省略不可との回答があった場合に想定外の費用負担が発生し、補助事業の実施を取りやめることがないようにすること。
- L) 補助対象設備の適切な設置、固定に必要な経費を見積書に含めること。

C-4 補助事業にかかる消費税等の仕入税額控除チェックリスト

- A) 原則として、デフォルト（最初の状態）から変更しないこと。

C-5 資金計画書

- A) 太陽光発電設備等の発注を直接行う補助事業者（代表申請者または共同申請者）が C-1「経費内訳」「(1)総事業費」の支払いに必要な資金を有する、または資金調達ができることを本様式で示すこと。
- B) 【自己資金で支払う場合】直近 3 か月以内の通帳の残高を確認できるページの写し（どの事業者の通帳か分かるよう、オモテ面および通帳を開いた 1～2 ページ目を必ず含めること）やインターネットバンキングの残高照会の画面のコピーなど、支払いを行う事業者の預金残高を確認できる資料を提出すること。直近の貸借対照表の「現金及び預金」の額が C-1「経費内訳」「(1)総事業費」を上回っていれば、預金残高を確認できる資料は省略可
- C) 【借入金で支払う場合】金融機関から融資を受けられることを確認できる書類（同意書、内諾書など。補助事業者（代表申請者または共同事業者）の名称で作成したもので金融機関の名称で作成したものでどちらでも可）を提出すること（省略不可）。金融機関や本支店の名称を「備考」欄に記入すること。補助対象設備を担保にして、補助事業者（代表申請者、共同申請者）に含まれない金融機関などから資金調達をすることは認められない。金融機関（銀行など）から融資を受ける場合、あらかじめ本公募要領や Q&A を提示してその旨を伝えること。
- D) 【その他の方法で支払う場合】「オンサイト PPA モデル」でリースバック、「リースモデル」で転リースを行うなどして、PPA 事業者、リース事業者にとってリース事業者が資金調達先となる場合は具体的な資金調達方法を「備考」欄に記入した上で、リース事業者から調達し、本補助事業の支払いに充てる金額を記入すること。

2.2.4. <D. その他資料>

D-1 補助事業の実施スケジュール

- A) 本公募要領で定められた補助事業の期間内に補助事業が完了することを本様式で示すこと。
- B) 補助事業の審査に必要な期間（「1.3. 補助事業の要件」を参照のこと）を見込み、補助事業の実施期限（2024年1月31日）までに補助事業が完了する計画になっていること。
- C) 【新築や増築の建物の場合】建築工事の工程表を提出し、補助事業の実施期限（2024年1月31日）までに補助事業が完了することを示すこと。建築工事の遅れにより補助事業の期間内に完了しない場合、補助金の交付の対象外となる。余裕を持った建築工事のスケジュールで申請すること。

D-2 補助事業の実施体制表

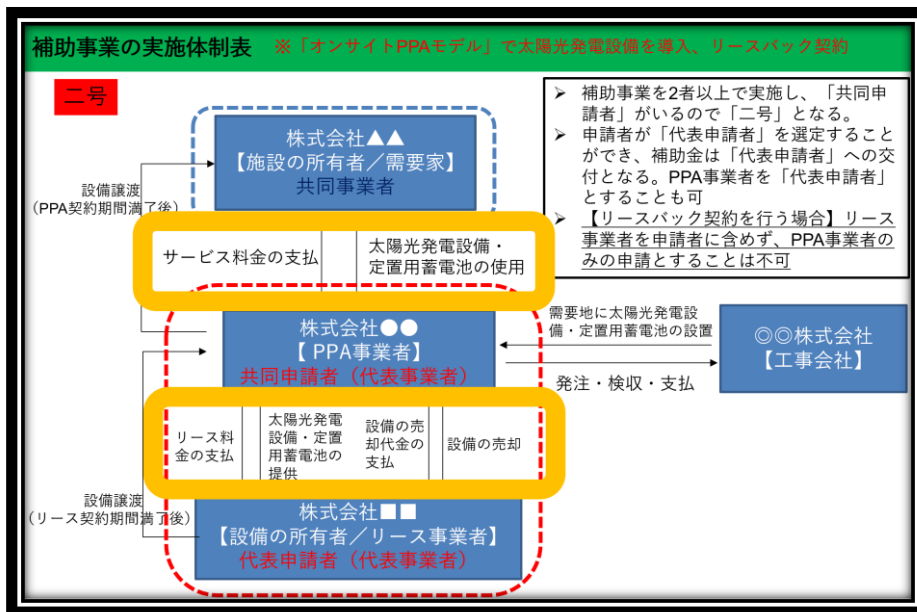
- A) 補助事業において発生する契約やお金の流れや太陽光発電設備等の使用者などを本様式で図解すること。本様式の PowerPoint を見れば、発注や契約の全体像や個々の契約内容が分かるように作成すること。
- B) 公募要領「1. 対象となる事業」に記載された事項を満たすものであること。Q&A や様式の記入例も確認すること。
- C) 代表申請者の変更を含め、申請後の実施体制表の変更は認められない。
- D) C-3「見積書」に添付する見積書と整合する内容を図解して、記入すること。発注先が複数ある場合、見積書ごとに発注先を記入すること。応募段階では補助対象設備の発注先の工事会社などは確定していなくても構わないが、最低価格の見積書が提出されるなどした発注予定先の法人名を記入すること。
- E) 契約形態について、利益等排除および商取引上の問題がないものであること。補助対象経費に補助事業者（代表申請者、共同申請者）の利益が含まれないこと。
- F) 【「オンサイト PPA モデル」または「リースモデル」の申請で、補助事業を 2 者以上で実施する場合】交付規程第 3 条第 3 項に基づき、共同申請者がいる場合は「二号」、それ以外の場合は「一号」で申請すること。
- G) 【「オンサイト PPA モデル」「リースモデル」の場合】D-3「契約関係資料」と整合した内容であること（申請書に添付する契約書や覚書などと異なる内容の申請は不可）。検査や支払いをリース事業者が直接行う場合などを含めて、完了実績報告書で提出する契約・支払関係書類と整合するよう、矢印などを正確に記載すること。

D-3 【「オンサイト PPA モデル」「リースモデル」の場合】契約関係資料

- A) 契約内容が補助事業の事業要件などを満たすことを確認できる書類として、様式 D-2「補助事業の実施体制表」に含まれる各事業者間の PPA やリースについての契約書や覚書などの契約関係資料（応募段階では（案）のものでも可。その場合でも、契約書

などの甲乙が指し示す事業者や対象施設の名称や補助事業の名称が記入されたものであること。どの案件の契約書などなのか分からない、単なるひな形でないこと）を全て提出すること（契約関係資料が提出されず、契約内容が不明だと審査を行えない）。

- B) 【「オンサイト PPA モデル」で実施体制表にリース事業者が含まれる場合】リース事業者との契約書や覚書などを漏れなく提出し、D-2「補助事業の実施体制表」に記載した内容を確認できるものであること。例えば下記の実施体制表の場合、「需要家と PPA 事業者との契約関係資料」および「PPA 事業者とリース事業者との契約関係資料」をそれぞれ（オレンジ色部分）提出すること。PPA 事業者とリース事業者との契約はファイナンスリースであること。オペレーティングリースは対象外とする。
- C) 契約書や覚書などには交付規程に記載された令和 4 年度補正予算の補助事業の名称（令和 4 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））を正確に記載すること。令和 3 年度当初予算、令和 3 年度補正予算、令和 4 年度当初予算など、過去の補助金の名称を誤って記載しないこと。
- D) 契約書や覚書などの契約関係資料の内容は、申請の時点で基本的に合意ができている金額などが記入されたものであり、D-4「需要家への補助金の還元、控除方法」と整合したものであること。採択後に契約内容の合意が得られずに辞退となることが無いようにすること。
- E) 販売事業者や工事会社などへの発注に関する契約書（案）などの提出は必要ない。



D-4 【「オンサイト PPA モデル」「リースモデル」の場合】需要家への補助金の還元、控除方法

- A) 需要家など（共同事業者）への補助金の還元、控除方法の妥当性を本様式で示すこと。
- B) 補助金が無い場合と有る場合のそれぞれについて、PPA 契約による需要家への請求額

(見込み) やリース料の基本金額 (元本)、保守管理費、税金 (固定資産税)、保険料、支払金利、契約満了時の残価などを明示する書類 (1 年ごとに各費用を算定した表が作成されていると分かりやすい) が添付されていることが望ましい。

- C) 様式に記入された数値 (小数第二位まで) に基づき還元額を計算した金額が需要家への還元が必要な額から不足しないように、補助金が無い場合と有る場合の単価を設定すること。還元額に不足が生じていないことを第三者にも確認できるよう、必要に応じて説明資料を作成すること。
- D) 【「オンサイト PPA モデル」による申請の場合】 需要家と PPA 事業者との契約において、補助金額の一定割合がサービス料金の低減等により需要家など (共同事業者) に還元されるものであること。補助金が無い場合と有る場合のサービス単価の根拠資料 (需要家への提案書や PPA 契約書など) を添付するなどして、還元方法の妥当性を本様式で示すこと。事業完了後、需要家への還元方法の妥当性や還元額などについて、環境省や会計検査院の調査、検査が実施される可能性があり、根拠資料や還元額を確認できる資料を確実に整えていくこと。
- E) 【「リースモデル」による申請の場合】 需要家とリース事業者との契約書などでリース料から補助金額の一定割合が控除されることを本様式で確認できるようにすること。リース契約書などに記載された金額などと整合した内容であること。

D-5 対象施設の地図

- A) 対象施設の地図を提出すること (Google Maps など可)。
- B) 地図の横に対象施設の住所を都道府県名から番地まで記載し、インターネットで検索して確認できるようにすること。住所は正確に記載すること。他の施設の住所を誤って記入しないこと。
- C) 地図上にピンがある場合、対象施設にピンが刺さった地図を提出すること (地図上のピンの位置が対象施設からズレていると、対象施設がどれなのか分からないことがある)。

D-6 対象施設の外観写真

- A) 対象施設の外観写真を「敷地の入り口から撮影した写真」「補助対象設備を設置する建物を地上から撮影した写真」を必ず含め、6~10 枚程度提出すること。
- B) 1~2 枚は Google ストリートビューなどの写真でも構わないが、補助事業者 (代表申請者、共同申請者) や需要家などが現場で撮影した写真を添付し、補助対象設備を設置する施設の外観が分かるようにすること。広大な敷地の場合、遠く離れたところからの写真だけだと補助対象設備を設置した施設の様子が分からないことがある。写真を見ることで、現場のイメージが湧くように工夫すること。
- C) 【建設途中の建物の場合】 申請時点での建築の状況が分かる写真を 6~10 枚程度提出すること。

D-7 補助対象設備の設置場所の写真・図面

- A) 本補助事業で導入する太陽光発電設備等の太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、計測機器、変圧器（トランス）、キュービクル（高圧受変電設備。既設の場合、扉を開けた、太陽光発電設備を接続できることを確認できる写真も必要）、定置用蓄電池、充放電設備の設置場所を確認できる写真や図面を提出すること。本補助事業で新たに導入する補助対象設備を写真や図面に赤枠などで図示すること。
- B) 太陽光発電設備等が稼働することを確認できるよう、納期を理由にして補助対象外で発注する設備についても、太陽光発電設備等の稼働に直接必要な設備については写真や図面に図示し、「補助対象外」と明記すること。例えば、補助対象設備を赤色、補助対象外設備を青色や黒色などと色分けして図示されていると分かりやすい。
- C) 衛星写真は古い情報のことがある（撮影後に機器が設置されるなどして、補助対象設備を設置できないことがある）ため、申請前に必ず現場調査を行い、屋根の形状（取り付けられる金具の有無など）、防水工事の必要性の有無（太陽電池モジュール（太陽光パネル）の設置工事により雨漏りが生じないか）、配線のルートなどを十分検討した上で設置場所を決定すること。
- D) 【対象施設に既設の太陽光発電設備等がある場合】既設の太陽光発電設備等を写真や図面で青色や黒色の枠で図示するなどして、既設の太陽光発電設備等と本補助事業で新たに導入する補助対象設備を明確に区別できるようにすること。写真や図面に説明がないと、既設の設備なのか新設の設備なのか分からないことがある。
- E) 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の設置場所の周辺に影になる障害物（高い建物、樹木、エアコンの室外機、フェンス、パラペットなど）が無いか、よく確認すること。太陽電池モジュール（太陽光パネル）にわずかな影が入るだけでも発電量が大きく低下する場合がある。
- F) 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の反射光による周辺施設への影響について事前に十分確認し、施設の所有者などとトラブルにならないようにすること。

D-8 導入機器の仕様書

- A) 次の機器の仕様書を提出すること（該当しない項目は不要）。
- a 太陽電池モジュール（太陽光パネル）
 - b パワーコンディショナー
 - c 計測機器
 - d キュービクル（高圧受変電設備）：中に含まれる i～iv の機器を明らかにした上で、各機器を漏れなく B-4「単線結線図」に明記すること。キュービクルに含まれる機器が分からない申請や単線結線図で確認できない申請は審査を行えない場合がある。
 - i 箱の中に含まれる電流計（A）、電力量計（WH）、変流器（CT）などの「計器類」
 - ii 真空遮断器（VCB）、漏電遮断器（ELCB）などの「開閉器・遮断器類」

- iii. 逆電力継電器（RPR）、地絡過電圧継電器（OVGR）、過電流継電器（OCR）などの「保護装置（継電器類）」
 - iv. 零相電圧検出装置/検出器（ZPD）、変圧器（T）などの「変圧器・計器用変成器類」
- e d の i～iv のうち、キュービクルに含まれない逆電力継電器（RPR）、地絡過電圧継電器（OVGR）、変圧器（T）など
 - f 制御装置・制御システム・管理ソフト
 - g 定置用蓄電池
 - h 車載型蓄電池
 - i 充放電設備
- B) 仕様書を添付した機器の一覧表を作成（様式 D-8 のシートに記入）すること。一覧表に未記入の機器があることや不正確なメーカー名・型番などが記入されるミスが多いので注意すること。
- C) 添付した仕様書のうち、様式に記入した数値などは赤枠で囲うかマーカーを塗るなどして、根拠を明示すること。仕様書と異なる数値を様式に記入しているミスやどの数値を各種様式に転記したのか分からないことが多いので注意すること。

D-9 **その他の資料**

- A) 【対象施設が公共施設の申請の場合】地方公共団体が実施した一般競争入札、指名競争入札、公募型プロポーザル方式などにより選定された事業者であることが確認できる書類を添付すること。公募などにより選定されていない事業者の申請は原則として審査の対象外とする。
- B) A-0～D-8 に該当しない資料があれば、添付すること（該当する資料が無ければ、添付不要）。

2.3. 応募に必要な書類（戸建て住宅）

戸建て住宅の申請における提出書類の内容や注意事項は「2.2. 応募に必要な書類」を参照すること。

2.3.1. 〈共通化できるもの：同一の内容の場合に限る〉

- A) 様式第 1（第 5 条関係） 交付申請書
暴力団排除に関する誓約事項
- B) 別紙 1 実施計画書
導入量算出表
太陽光発電設備・蓄電池 系統別リスト
単線結線図、各階配線図

CO₂削減量等計算表
ランニングコスト削減額計算表

- C) 別紙 2 経費内訳
経費内訳表
見積書
資金計画書
- D) 補助事業の実施スケジュール
補助事業の実施体制表
契約関係資料
需要家への補助金の還元、控除方法
導入機器の仕様書

2.3.2. 〈個別に必要なもの〉

- A) 商業登記簿謄本等…個人の本人確認書類
補助対象設備を設置する土地および建物の登記簿謄本等…土地・建物の所有権（所有者）
の確認に必要
財務諸表等…個人の提出書類を参照のこと。
- B) 対象施設の地図・対象施設の外観写真
補助対象設備の設置場所の写真・図面…対象施設が実際に存在することや補助対象設備を
設置できる場所があることの確認に必要

2.4. 関連資料・リンク先

- A) 『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』（日本工業規格）…太陽電池アレイを構築する支持物の許容応力度設計のための荷重（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重）の算出方法などについて規定されている。
- B) 『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』（一般財団法人 日本建築センター）…アンカーボルトの施工や定置用蓄電池などの耐震クラスの考え方などが示されている。耐震クラスと気象庁震度階級（震度 0・1・2・3・4・5 弱・5 強・6 弱・6 強・7）は直接には対応していない。耐震クラス A は耐震クラス B の 1.5 倍、耐震クラス S は耐震クラス B の 2 倍の安全率を持たせているということ。
- C) 「太陽電池発電設備を設置する場合の手引き」（経済産業省）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/taiyoudenchi.html
- D) 『太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準』（東京消防庁 2014 年）…消防隊員が活用する施設周囲への設置抑制や太陽電池モジュール（太陽光パネル）の屋根への設置方法などについての基準が示されている。
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-yobouka/sun/shidoukijun.html>
- E) 『太陽光発電システムの反射光トラブル防止について』（一般社団法人 太陽光発電協会 2010 年）…太陽電池モジュール（太陽光パネル）の反射光の方向などについて解説されて

いる。

https://www.jpea.gr.jp/wp-content/themes/jpea/pdf/revention_reflection.pdf

- F) 『太陽光発電の直流電気安全のための手引きと技術情報 第2版』(国立研究開発法人 産業技術総合研究所 2019年4月) …太陽光発電システムの安全確保のための機器の選定方法や点検項目などについて解説されている。

[https://unit.aist.go.jp/rpd-envene/PV/ja/service/PV_Electrical_Safety/Technical_Information_on_PV_Electrical_Safety2\(AIST2019\).pdf](https://unit.aist.go.jp/rpd-envene/PV/ja/service/PV_Electrical_Safety/Technical_Information_on_PV_Electrical_Safety2(AIST2019).pdf)

- G) 『太陽光発電システム保守点検ガイドライン 第2版』(一般社団法人 日本電機工業会 および一般社団法人 太陽光発電協会 2019年12月27日改訂) …太陽光発電設備の点検報告書、保守・定期点検の進め方、点検作業などについて記載されている。

<https://pita.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/f8d37a11f07c47aa7728200bc0e30b7e.pdf>

- H) 『太陽光発電の環境配慮ガイドライン』(環境省 令和2年3月) …発電事業者などにおける自主的な環境配慮の取り組みについての指針がまとめられている。例えば反射光について自主的に検討する際に、本ガイドラインで示されている影響の検討方法や対策を参考にするといった形で活用することができる。

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf>

- I) 『太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン』(令和3年5月 環境省) …太陽電池モジュールのリユース品としての客観的な状態、流通できるための条件や対処すべき事項について記載されている。

<https://www.env.go.jp/content/900517758.pdf>

- J) 『太陽光発電の賢い使い方ー停電・災害時の自立コンセントの活用ー』(環境省) …自立運転コンセントの使い方について解説されている。

http://www.env.go.jp/earth/info/pv_pamph/full.pdf

- K) 「PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入について」(環境省)

https://www.env.go.jp/page_00545.html

※上記の関連資料・リンク先は継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂などが行われるため、最新の情報を参照すること。

2.5. 提出方法

【J グランツ】

「応募に必要な書類」(Excel・PowerPoint・Word・PDF ファイル)を公募期間内(厳守)に J グランツ(デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム)により提出すること。

cf. J グランツ / JGrants (デジタル庁)

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

cf. G ビズ ID / gBizID (デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

J グランツでの申請にあたっては、事前に「G ビズ ID」アカウントの取得が必要となる。アカウントの取得には 2 週間程度必要なため、「G ビズ ID」アカウントを未取得の場合は公募締め切り前に余裕をもって手続きを行うこと。

代表申請者自身が入力情報の内容を理解、確認した上で申請すること。

【やむを得ず J グランツを使用できない場合】

やむを得ず J グランツを使用できない場合に限り（極力 J グランツで申請すること）、「(A) 印刷した紙を綴じ込んだパイプ式ファイル（必ず「両開き」ものであること）」および「(B) 全ての提出書類のデータを保存した電子媒体（CD-R など）」での提出を可とする。A・B のどちらかに不備があり、必要な書類やデータを確認できない場合、審査の対象外とする。A には項目ごとにインデックス（A-0、A-1…など）を付して、分かりやすく作成すること。パイプ式ファイルの表紙と背表紙は Excel ファイルの様式「表紙」のシートを印刷したものとすること。

（やむを得ず J グランツを使用できない場合の提出先）

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 38 鳥本鋼業ビル 3 階

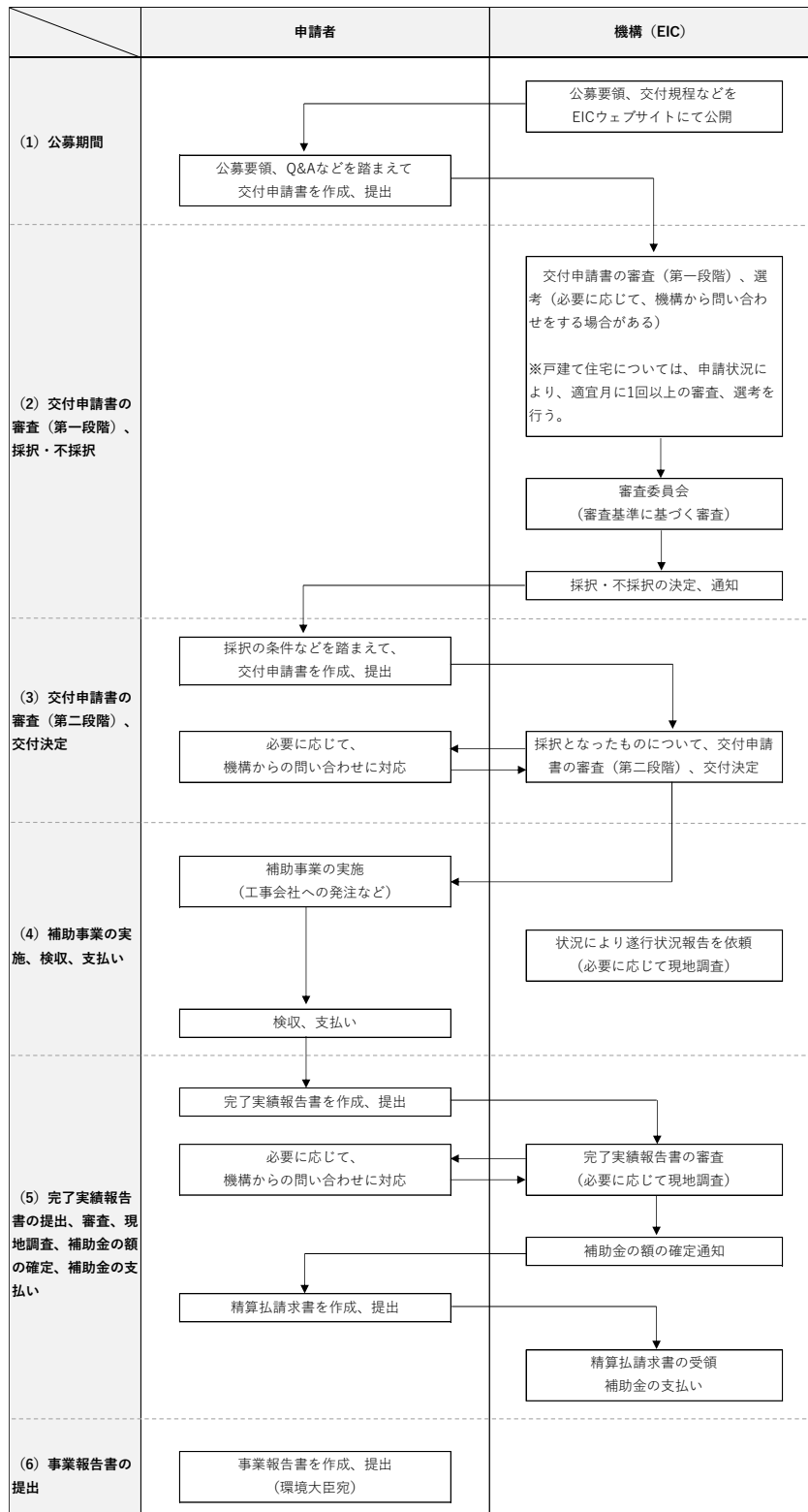
<https://www.eic.or.jp/eic/aboutus/>

- ※1 審査の都合上、電子メールや FAX での提出は受け付けない。電子メールや FAX で提出された場合、審査の対象外とする。
- ※2 一度提出した資料の修正や差し替えは原則として認められない。十分確認した上で提出すること。
- ※3 基本的に書類の不備や不足を機構からは指摘しないので、十分確認した上で提出すること。
- ※4 パスワードを設定する場合、パスワードが分かるようにすること。必ず設定したパスワードでファイルを開けることを事前に確認すること。パスワードが分からず、ファイルが開けない場合、審査の対象外とする場合がある。
- ※5 公募の締め切り日時を過ぎた申請は審査の対象外とする。入力や資料の添付などに必要な時間を見込み、十分な余裕を持って提出すること。締め切り間際に操作を行うとミスが起こりやいので、遅くとも締め切りの 1 日前までに提出することが望ましい。
- ※6 設立登記法人および個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は J グランツを使用するにあたって必要な G ビズ ID の取得ができない。その場合、公募の締め切り前に必ず機構に提出方法について相談すること。
- ※7 受付確認の電話をかけないこと。
- ※8 J グランツのシステム面に関する問い合わせは J グランツのヘルプデスクに行うこと。
cf. 事業者向け QA 一覧
<https://fs2.jgrants-portal.go.jp/QAList.pdf>

3. 補助事業の流れ

3.1. 補助事業の全体スケジュール

〈令和4年度補正予算〉



※上記のスケジュールは一例であり、実際の状況により変更の可能性はある。

※令和5年度予算の補助金の支払いは一般社団法人 環境技術普及促進協会 (ETA) が実施する。

3.2. (1) 公募期間：補助金の応募

令和4年度補正 一次公募：2023年3月31日（金）～2023年4月28日（金）正午まで

令和4年度補正 二次公募および令和5年度 一次公募：2023年5月15日（月）～2023年6月30日（金）正午まで

- ※ 実施体制が整っていれば、同一の事業者が複数の施設を申請することは可
- ※ 過去に不採択になった施設を再度申請することは可
- ※ 原則として、予算額に達した場合はそれ以降の公募を実施しない。

3.3. (2) 交付申請書の審査（第一段階）、採択（内示）・不採択

機構は本公募要領に基づく交付申請書を受理した後、申請の内容が本補助事業の目的にかない、公募要領やQ&Aに記載された事業要件や設備要件などを満たすものであるかの審査（第一段階）を行い、外部有識者などから構成される審査委員会での審査を経て、環境省と協議の上、予算の範囲内で採択を行い、審査結果を代表申請者に電子メールで通知する。その際、採択する事業者の名称や法人番号や需要地の都道府県名などを機構のウェブサイトで公表する予定である。

審査の期間は申請数によって前後するが、締め切り後、2か月程度を予定している。

具体的な審査基準は審査委員会にて決定されるが、審査のポイントは「交付申請書の審査における主な評価ポイント」の内容を想定している。

事業要件や設備要件を満たす申請であったとしても申請内容によっては、条件を付す場合、補助金の額を減額する場合、不採択とする場合があるが、審査結果に対する意見には対応しない。そのことを了承した上で申請を行うこと。

3.4. (3) 交付申請書の審査（第二段階）、交付決定（正式決定）

採択通知を受けた申請者は、採択の条件が付された場合はその対応をした上で、交付規程に基づき交付申請書を提出しなければならない（様式は第一段階と共通のものにする予定）。

機構は交付申請書の審査（第二段階）を行い（交付申請書を受理してから標準で30日程度）、申請内容が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

3.5. (4) 補助事業の実施、検収、支払い

補助事業者は交付決定通知書を受理した後、補助事業を開始することができる。

交付の決定がされるまでに補助事業の実施にかかる契約の締結に向けた準備行為（見積もり合わせを実施するなどして発注先を選定することなど）を行うことは認められるが、契約締結日が交付決定日より前の経費については補助対象経費として認められないので注意すること。交付決定日より前に発注、契約、支払いをした経費を補助対象として申請することはできない。

契約の相手方を選定するにあたっては、原則として競争原理が働く手続きによらなければならない。原則として同一の条件（メーカーの違いなどによる多少の性能差があることは可）で3社以上の見積書を取得し、最低価格の見積書を根拠資料として発注、契約先を決定すること。

補助対象となる設備の設置にあたっては、各種法令、基準等を遵守して適切に行うこと。

導入する全ての補助対象設備の引き渡し（検収）と販売事業者や工事会社などに対する補助対象経費の全ての支払いを 2024 年 1 月 31 日までに完了させること。

3.6. (4) 補助事業の計画変更、代表者の変更など

補助事業を進める中で交付申請書の内容から変更点が生じた場合は、その時点で必ず機構に相談し、変更点や変更理由を報告した上で補助事業を進めること。事前の相談無しに変更した場合、補助金を交付（支払い）できない場合がある。事後相談にならないようにすること。補助事業の目的や事業要件に反する変更は認められない。

変更の内容によっては、変更交付申請書（交付規程・様式第 2（第 6 条関係））または計画変更承認申請書（交付規程・様式第 5（第 8 条関係））を提出して機構の承認を受ける必要がある。原則として、申請書の内容どおりに見積もり合わせを実施したことによって生じた差額について変更申請をする必要はない。

補助事業の直接的な効果が分からなくなる可能性があるため、補助事業の完了後、補助対象設備に太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーを増設することは基本的に認められない。そのことを理解した上で申請を行うこと。

申請後に「代表者」「事業者の名称」「住所」などが変更となる場合、変更が生じた時点で機構に連絡をし、必要な手続きを確認すること。

3.7. (5) 完了実績報告書の提出、審査、現地調査、補助金の額の確定、補助金の支払い

補助事業者は、補助事業が完了した日（原則として販売事業者や工事会社などに対する補助対象経費の全ての支払いが完了した日）から起算して 30 日を経過した日または 2024 年 2 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

原則として、販売事業者や工事会社などへの支払いは銀行振込とすること。支払手形による場合は、「見積書」や「契約書」または「注文書および注文請書」などで支払い方法が支払手形に指定されている必要があり、手形の支払い期日（複数の約束手形に分割して支払われる場合は、最も遅い日）が事業期間内でなければならない。なお、回し手形による支払いは認められない。

機構は提出された完了実績報告書（交付規程・様式第 11（第 11 条関係））の審査を行い、補助事業の実施結果が本補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書（交付規程・様式第 13（第 12 条関係））を補助事業者に通知する。採択額≧交付決定額≧確定額となる。

補助事業が適正かつ円滑に実施されているかを確認するため、補助事業の実施中または完了後に現地調査を行う場合がある。現地調査を行う場合、事前に連絡を行う。

補助金の交付（支払い）は補助金の額を確定した後に行う。補助事業者は機構から交付額確定通知書を受け取った後、機構に精算払請求書（交付規程・様式第 14（第 13 条関係））を速やかに提出すること。精算払請求書の提出後、機構から補助事業者（代表申請者）に補助金を支払う。

3.8. (6) 事業報告書の提出

補助事業者は補助事業の完了の日の属する年度の終了後 3 年間の期間について、年度ごとに年度の終了後 30 日以内に当該補助事業による過去 1 年間（初年度は補助事業を完了した日から翌年度の 3 月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。補助事業者はこの報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告にかかる年度の終了後 3 年間保存しなければならない。 ※Q&A「12. 交付規程」も参照のこと。

事業報告書は当該事業の費用対効果、対象施設の利用状況などを含めたものとなる見込みである。

完了実績報告書に記載した CO₂削減量の計画値などを達成できるよう補助対象設備を適正に稼働させるとともに、エネルギー消費量の実績値を把握して CO₂削減量に換算し、交付規程に基づき、事業報告書を環境大臣に提出すること。

完了実績報告書に記載した CO₂削減量の計画値などを達成できなかった場合、その原因を記載すること。災害などによりやむを得ず計画どおりの CO₂削減量を達成できなかった場合においても、停電時の発電や電力供給などの面で補助事業の効果を発現する必要がある。

3.9. (6') 二酸化炭素削減効果等の把握および情報提供

補助事業の実施による CO₂削減量、太陽光発電設備の発電量、蓄電池システムの運用状況、その他事業から得られた情報の提供を機構が求める場合がある。

補助事業者（代表申請者、共同申請者）は補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況および二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

4. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次の問い合わせフォームから必ず行うこと。

https://inq.eic.or.jp/subsidy/st_r04c/

- ※ 電話での問い合わせは受け付けていない。
- ※ 問い合わせにあたっては、質問の前提（具体的にどのような内容の申請を検討しているか）を詳細に記載し（質問の前提が分からないと、回答できない場合や正しい前提に基づく回答とは異なる回答になる場合がある）、公募要領や Q&A を熟読した上で、「公募要領●ページについて」「Q&A 問●について」など、質問箇所を具体的に挙げること。
- ※ 質問の数が多い場合、回答に 1 週間程度かかることがある。基本的に 1 週間以内に回答しているが、1 週間経っても返信が確認できない場合、質問が機構に届いていないか、返信したメールが迷惑メールに分類されていることなどが考えられる。回答が確認できない場合、改めて問い合わせフォームから質問を送ること。

〈記入項目〉

1. 所属【法人の場合は必須・個人の場合は不要】：
2. 氏名（漢字）【必須】：
3. 氏名（カタカナ）【必須】：
4. メールアドレス【必須】：
5. メールアドレス（確認用）【必須】：
6. 連絡先の電話番号【必須】：
7. 質問の前提（できる限り詳しく記載すること）【必須】：
8. 質問内容（公募要領や Q&A のページ数や項目名など、質問箇所を具体的に挙げること）【必須】：

5. 別表第 1

1 間接補助事業	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
<p>ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や定置用蓄電池、車載型蓄電池等の導入を行う事業）</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費および事務費ならびにその他必要な経費で補助事業者（執行団体）が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする）</p>	<p>・太陽光発電設備 定額（4 万円/kW。ただし、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルの場合は 5 万円/kW（戸建て住宅に限り 7 万円/kW））</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p>
		<p>・定置用蓄電池（業務・産業用） 定額（5.3 万円/kWh（定置用蓄電システムの目標価格に 3 分の 1 を乗じて得た額）。第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限額とする）</p>	<p>イ 第 2 欄に掲げる間接補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額（執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p>
		<p>・定置用蓄電池（家庭用） 定額（4.7 万円/kWh（定置用蓄電システムの目標価格に 3 分の 1 を乗じて得た額）。第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限額とする）</p>	<p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 2,500 万円（上限額）を超えた場合は、2,500 万円を交付額とする。</p>
		<p>・車載型蓄電池 定額（蓄電容量 [kWh] の 2 分の 1 に 4 万円を乗じて得た額。最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）</p>	
<p>・充放電設備 2 分の 1（最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）および設置工事費 定額（1 基あたり、業務・産業用 95 万円、家庭用 40 万円を上限額とする）を合算した額</p>			

6. 別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）などを参考の上、事業の実施の時期、地域の実態および他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態および他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料および用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く））
		(間接工事費) 共通仮設費	①事業を行うために直接必要な機械器具などの運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け、整地などに要する費用 ③機械の設置撤去および仮道布設現道補修などに要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費、その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定すること。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定すること。
		付帯工事費	
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容												
			用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕および製作に要する経費をいう。												
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料などの費用をいい、請負または委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験を施工する場合においては請負費または委託料の費用をいう。												
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備および機器の購入ならびに購入物の運搬、調整、据付けなどに要する経費をいう。												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備またはシステム等にかかる調査、設計、製作、試験および検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験および検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負または委託により調査、設計、製作、試験および検証を行う場合においては請負費または委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費および備品購入費をいい、内容については別表第 3 に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費および業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="638 1523 1404 1713"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1 億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%	3	1 億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%													

7. 別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価および金額が分かる資料を添付すること。
		賃金・報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数および金額が分かる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動にかかる経費をいい、目的、人数、単価、回数および金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付および図面焼増などにかかる経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能または資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議にかかる会場使用料（借料）をいい、目的、回数および金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費・備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量および金額が分かる資料を添付すること。

8. 【補足】補助金にかかる消費税等の仕入税額控除について

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）で無い限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度である。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはならない。

しかし、補助金として受け、補助事業において支払った消費税は、その全部または一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになる。

このため、補助金の交付決定または額の確定にあたっては、8.1の計算方法により補助対象経費から消費税および地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という）を除外した補助金額を算定し、交付の決定または額の確定を行う。

ただし、8.2に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付の決定または額の確定を行うことができることとする。

8.1. 補助対象経費区分ごとの計算方法

①人件費（労務費）

補助事業者に直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣などによる人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

②事業費等

(i) 事業費等の大半は課税仕入れであることを踏まえ、経費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(ii) 事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

③一般管理費

(i) 一定割合により算出する場合、①および②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものと見なす。

(ii) 積み上げにより積算する場合、② (i) 同様に一般管理費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

8.2. 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

次の場合については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加するなどの理由により、補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念される。

このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認することおよび補助事業終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出などを求めることにより、消費税等相当額を含む額で交付の決定または額の確定を行うことができることとする。

(i) 消費税法第 5 条の規定により納税義務者とならない者

【確認事項】 納税義務者でないこと。

(ii) 消費税法第 9 条第 1 項の規定により消費税を納める義務が免除される者

課税期間（個人事業者：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業者：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が 1,000 万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が 1 年でない法人の場合、原則として 1 年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額または出資の額が 1,000 万円以上でないこと。

【確認事項】

①課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であること。※

②課税事業者を選択していないこと。

③国の会計年度と事業年度などの相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税にかかる仕入控除税額の報告を行うこと。

※ただし、課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、その年またはその事業年度における納税義務は免除されない。

④特定期間（個人事業者：前年 1 月 1 日～6 月 30 日、法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高が 1,000 万円を超えないこと。

(iii) 消費税法第 37 条第 1 項の規定により中小事業者の仕入にかかる消費税額の控除の特例が適用される者

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

【確認事項】

①課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること。

②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること。

③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと。

④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税にかかる仕入控除税額の報告を行うこと。

(iv) 消費税法第 60 条第 4 項の規定により、国、地方公共団体等に対する仕入れにかかる消費税

額の控除の特例が適用される者

【確認事項】国の特別会計、地方公共団体の特別会計または消費税法別表 3 に掲げる法人（特例民法法人ならびに一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人などを含む）に該当すること。

(v) 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計にかかる業務の仕入れにかかる消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】国、地方公共団体の一般会計にかかる補助事業であること。

(vi) (i) から (v) 以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告および返還を選択する者

【注意事項】補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税にかかる仕入控除税額の報告を行うこと。

〈改訂履歴〉

2023 年 3 月 31 日 公開

2023 年 5 月 15 日 令和 5 年度予算などについて追記（赤字部分）